

学生の秘密カルト

- 30.01 『ノルディック・ジャーナル・オブ・アフリカン・スタディーズ』の 2005 年のある号に掲載されたアデワレ・ロトミ執筆によるナイジェリアの学生カルトに関する報告書は、次のように述べている。

「カルティズム（カルト崇拜）はナイジェリアの大学の内外で大きな社会問題化している。ナイジェリアの大学におけるカルティズムの起源は、1953 年にユニバーシティ・カレッジ・イバダン（現在のイバダン大学）でノーベル賞受賞者のウォレ・ソインカその他によって設立された『パイレーツ協会』に遡ることができる。同協会は、非暴力を旨とし、その活動も秘密の覆いに隠されたところなどではなく、どちらかと言えばアメリカの多くの大学キャンパスに見られる女子学生クラブや男子学生クラブに近いものである。パイレーツ協会の目的は、崇高かつ気高いものである。この協会が目指したのは、部族主義と植民地根性からの離別であり、騎士道時代の復活であった。しかし残念ながら 1960 年代末にかけてパイレーツ協会の当初の目的は放棄された。同協会は次第に秘密カルトへと変貌していき、これが後に数多くの分派グループへと枝分かれしていく。この流れを加速させたのは、大学及びナイジェリア社会全体の双方で起きた変化であった。ナイジェリア社会で起きた変化として顕著なものは、軍による武力クーデター、国家が後押しする政治的暗殺、部族民兵組織の蔓延、共同体間の武力衝突ならびに伝統的家族の価値観の崩壊などがある。大学内部で起きた変化としては、過剰な学生数、財源不足、インフラの悪化ならびに力強い学生自治活動の欠如などが挙げられる」

「秘密カルトの出現を特徴付けているのは、新入会員の入会儀式としての肉体的拷問、対立カルトメンバーの不具化や殺害、現実及び仮想の敵の排除などをはじめとする一部の異様で暴力的な活動である」 [4] (p79)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

学生がカルトに入会する理由

- 30.02 学生がカルトに参加する理由は様々であるとするアデワレ・ロトミは、学生カルトに関する報告書の中で、次のように述べている。

「学生がカルト的集団に魅力を感じる理由は様々である。一般的に言えば、秘密カルトが活況を呈する土壌を用意したのはナイジェリアの大学に横溢する社会的雰囲気であったと言える。具体的には、力強い学生自治主義の欠如、伝統的な学園文化の衰退、知的討論やその他伝統的キャンパス文化の構成要素であるあらゆる活動の不在が考えられる」

「最終的に秘密カルト集団に登録した者たちは、回復する必要のあった‘落ち込んだ自尊心（エゴ）’があったためにカルトに参加せずにはいられなかったものと考えられる。あるいは、帰属感を得るためや人との‘つながり’を持つ必要を感じていた故に参加した者もいる。さらには、経済的な援助を必要とした者、ガールフレンドを見つけるため、自己防衛のために入会するものもいるかもしれない。中には、何か意味のあること、方向性、安心感や愛情を求めるが故にカルト的集団に引き付けられる場合もある。秘密カルトは、情緒的に不安定であったり、あるいは行き詰った若者にとって特別な魅力を感じさせるようである」

「...若者、特に崩壊した家庭や貧窮家庭出身者や、柔軟な思考力を持つ若者は、カルトメンバーの懇願を疑いもせず簡単に聞き入れてしまう。また、孤独感を感じていたり、落ち込んでいたり、すねていたり、頭が混乱していたり、怯えている若者も、手を拱いて待っている秘密カルト会員の誘いに知らず知らずのうちに引き込まれていく。上記以外にも、まったくの好奇心からカルトに参加する若者もいる」 [4] (p82-83)

30.03 ランドインフォの 2006 年 FFM ナイジェリア報告書のも、次の説明がある。

「学生友愛会カルトは、ナイジェリアの総合大学、技術専門学校や短大のキャンパスに広く見られる現象であり、彼らの活動はメディアの注目をかなり集めている。ヨーロッパやアメリカで亡命申請するナイジェリア人が挙げる一般的な亡命理由の 1 つが、そうしたカルトによる迫害の恐怖から逃れるためである。そうした亡命理由では、迫害の形態として現金やサービスを求める恐喝、カルトへの入会圧力、カルトを脱退した元メンバーに対する脅迫、セクシュアル・ハラスメント（特に女子学生の場合）などが挙げられている」 [40b] (p19)

「メディア報道その他の調査では、バイキングス、バックニアーズ（海賊）、アマゾンズ、全国霧虹連合、黒い斧／ネオ黒人運動、KKK協会、エイイエまたは空の覇者友愛会、全国冒険者連合、アイスランダーズなどといった名前が言及されることが多い。ノルウェーその他の亡命申請書の中でも、こうした名称や類似の名前が決まったように出てくる」 [40b] (p19)

「大学カルトがキャンパスで殺人を犯していることは、ブハリ・ベッコ (NHRC) も認めている。しかし、彼はこの問題に関する自分の情報源はほとんどが新聞報道であると断りながらも、‘私が大学にいた頃には、そのようなカルトは大学には存在していなかった’と語っている...トニー・オジュクウ (NHRC) は、大学のカルトは例えばエリートたちの秘密協会のような他の秘密結社とは活動の仕方が異なると言っている」 [40b] (p20)

「上記のような名称を持つカルト集団は、複数の大学で活動している場合もあるが、異なる大学で類似または同一の名称をもつグループが実際につながりを持っているのかあるいは互いに支援し合っているのかどうかを知ることは難しい。トニー・オジュクウ (NHRC) が語ったところでは、大学カルトは強力なネットワークを形成しており、それを使って標的とする人間を自分の大学キャンパス外の地元地域だけでなく国内の何処にいても見つけ出して迫害することができるという。ただし、オジュクウは、学生カルトメンバーを怒らせた人間を大学の外で迫害するにはそれなりのリスクが伴うが、そうした事件が起きるのは極めて稀であるということも強調している」 [40b] (p20)

「大学カルトが大学の外で誰かを迫害する能力について、ブハリ・ベッコ (NHRC) はかなり懐疑的であり、カルト活動に関与している学生数はほんの一握りにすぎないことを強調している。彼は、カルトメンバーの行動や抑制の欠如については、麻薬の乱用の結果であると説明している」 [40b] (p20)

「...トニー・オジュクウ (NHRC) は、大学カルトが発揮する影響力はメンバーの両親の影響力と関連しているという」 [40b] (p20)

目次へ戻る
資料リストへ

勧誘と入会儀式

30.04 学生カルトに関するアデワレ・ロトミの報告書は、次のように述べている。

「秘密カルトの勧誘を受ける学生の社会的背景は様々である。彼らの親は、大学教授、裁判官、政治家、高級警察官僚などが考えられる。万一トラブルに巻き込まれた場合でも、学生の親の社会的地位によっては法執行機関の手からある程度身を守ることができる。勧誘の後には当然入会（イニシエーション）の儀式が待っている」

「新入会員の審査が完全に済むとイニシエーションの過程が開始される。イニシエーションの最初のステップは、忠誠と秘密を守る誓いである。トーマス (2002 年) の観察では、イニシエーションの儀式の間、他のメンバーが何らかの呪文を唱える傍らで新入会員は目を閉じておかねばならない。新入会員を鍛える意味と痛みに耐える力を試すために新入会員は徹底的に叩かれる」

「イニシエーション当日には新入会員は、血を混ぜた調合薬のようなものを飲まされる。(トーマス 2002 年) 時には、例えば、人気のある女子学生や女子教職員などを強姦するなどの難しい任務が与えられることもある。女性のカルト会員については、イニシエーションで背徳行為を強要されることもある」 [4] (p84)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

カルトの活動

30.05 学生カルトに関するアデワレ・ロトミの報告書は、次のように述べている。

「ナイジェリアの大学キャンパスでのカルティズムの歴史は 50 年ほど前に遡るが、カルトが暴力的なことに関与するようになったのは最近 20 年ほどのことである」 [4] (p84)

「...国内のどの大学構内でも、カルトは最前線で法と秩序を推進していた」 [4] (p85)

「...しかし、不幸なことに、1980 年代初頭から学生協会の活動が憎悪に満ちて暴力的になり、秘密主義が当たり前ようになった。その活動には、メンバーのガールフレンドあるいは「パトロン」（女子カルト学生の場合）を奪い取った非メンバーに「対応する」ことも含まれる。また、現金あるいは物品で講師と「手を打つ」ことも行っている (オクウェ 2002 年) ...この時期以降、秘密カルトは国中に雨後の筍のごとく生まれ、その活動内容もより破壊的かつ危険度を増してきている。こうして秘密カルトは、一般学生、両親そして歴代の軍政及び文民政権にとっては悪夢のような存在となった」 [4] (p85)

「秘密カルトの活動により引き起こされた犯罪がどの位あるかを正確かつ経験的に実証することはほぼ不可能である。ナイジェリアでは、犯罪の大半に警察が関与している。残念ながら、どの犯罪が秘密カルトによるものかについて警察の記録には具体的には記述されていない。そのため、秘密カルトが行ったと思われる犯罪も強姦、殺人、放火及びその他の犯罪の中に拡散されしまっている」 [4] (p85)

「刑法の規定では、捕まった犯人が秘密カルトを象徴する完全なものを身に付けていなければ告発できないことになっている。これは実際には不可能である。なぜなら、ほとんどの秘密カルトの活動は夜の闇に隠れて普通ではない場所で行われるからである。また、ナイジェリアでは過去 20 年間、大学のキャンパスに警察が立ち入ることは法律で禁じられてきている。ここで留意すべきことは、秘密カルトの現役メンバーの報復を恐れて元メンバーが名乗り出てカルトでの経験を一般大衆に話すことは考えられないということである。その結果、ナイジェリアの秘密カルトの活動に関するデータは、新聞、雑誌や時折明らかになる匿名の個人的逸話を通じて少しずつ探り出していくしかないのである」 [4] (p85)

目次へ戻る
資料リストへ

暴力事件

30.06 2004 年及び 2005 年も学生カルトに関連した暴力事件が報告されている。2004 年 8 月の第 1 週には、ナイジェリアの 3 つの大学の学生 33 人が殺害されている。これらの殺人は学生カルトのメンバーが行ったのではないかと疑われている。被害者の内訳は、15 人がエボニエ州立大学の学生で、この大学では 2002 年 7 月に同じようにして 8 人の学生がカルトメンバーによって殺されている。残りの 18 人はエヌグ州立理工大学とナイジェリア大学ンスッカ校の学生で、ここでも 2002 年 6 月に 5 人がカルトメンバーによって射殺されている。新聞の報道によれば、学生カルトのメンバーによる暴力行為の問題を解決のための政府と警察による取り組みはまったく効果を上げていないという（『デイリー・チャンピオン紙』[ナイジェリアの新聞] は 2004 年 8 月 30 日付けの記事“[ナイジェリアのキャンパス・カルト] 警戒すべきカルティズムの急増”）[25a]。エクボマのアンブローズ・アッリ大学で起きた対立するカルト・ギャング同士の衝突で少なくとも 10 人の学生が死亡した。アンブローズ・アッリの学生カルトの 1 つは、この殺人を行うために別の大学から傭兵を雇ったとも囁かれている。（2005 年 3 月 10 日付けBBCニュース・オンライン報告“ナイジェリアのカルト間武力衝突で 10 人死亡”）[8g]

30.07 ノルウェー 2004 年 FFM 報告書には、ナイジェリアに関して次のように記載されている。

「秘密宗教カルトや大学キャンパスのカルトからの迫害に対する恐怖があると主張している亡命希望者は一定数存在する。ICRC [国際赤十字委員会] では、こうしたカルトは通常はキャンパス外まで追いかけて脅迫するような財源を持たないため、キャンパス・カルトのメンバーからの迫害を恐れる者は国内で別の場所に逃亡するのも選択肢の 1 つである。ピース・ワークス [NGO] でも同じ意見が聞かれた」 [37] (p14-15)

他のカルトのメンバーから脅迫、虐待あるいは暴行を受けた秘密カルトのメンバーは警察に保護を求めることができると、英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は記している。

「IGP を代表するある幹部官僚は、地元警察は捜査を実施する義務があり、秘密カルトや類似の集団から個人が脅迫を受けたケースでは実際に捜査が行なわれていると説明している。法律では、秘密カルトによる威嚇その他の嫌がらせ行為は違法とされている」 [15] (p20)

「ウスマン [NHRCの管理責任者] の説明では、こうしたカルトはますます広まりつつあるという。最近でも儀式殺人が何件か起きており、それらの殺人の中には他の人間に対する脅しのために行われたものや、地元の選挙、金や人間の支配と関連していると思われるものもある。こうした殺人が人身売買に関与している人間によって行われている可能性さえ考えられるという。秘密カルトの活動の被害者はナイジェリア国内で保護を求めることが可能であるし、警察の支援を受けることもできる、とウスマンは考えている。これは、特にイスラム社会が力を持っている地域ではそう言えるが、そうした地域に限らず一般的にも当てはまることだという。しかし、秘密カルトのメンバーから迫害又は脅迫された人間がどんな場合でも安全を得られるとは言い切れないとウスマンは語っている。もし被害者がNPFの援助を要請したことでカルトの存在に脅威をもたらしたとみなされれば、その被害者はカルトから狙われる可能性がある。しかし、ウスマンは、NPFは一般的にナイジェリアのどこでも秘密カルトによる脅迫に対しては断固とした処置で対応していることを強調している」 [15] (p20)

「ンワンクウォ[弁護士] の説明では、個人を対象とした秘密カルトによる暴行や脅迫がナイジェリアの大都市でみられるようになったのはつい最近のことであるという...しかし、秘密カルトによる迫害や殺人を逃れようとする人がナイジェリア国内の別の場所に行っても危険に晒されるケースは非常に稀であると言っている。ンワンクウォの知る限りでは、カルトのメンバーがメンバー以外の人間を殺したという例は聞いたことがなく、そのようなケースはごく極端な場合に限ってのみ起こることと考えているという」 [15] (p20)

「ウスマンは、秘密カルトは 1950 年代以降ナイジェリアの大学に広まったと説明している。大学その他の教育機関は社会と不可分のものと考えられており、その意味では秘密カルト自体の基盤にはそうした存在としての大学があると考えられる。ウスマンの説明では、まさにそのことが若い学生がカルトに参加する理由にもなっている可能性があるという。大学の秘密カルトはしばしば学生が同僚の学生以外にも教授、講師、その他職員を威嚇する手段として使われることもあるという。こうしたカルトはメンバーたちを守るパトロンと繋がっている場合が非常に多いという」 [15] (p21)

「ウスマンの話では、大学カルトは職員や学生の誘拐や時には殺人まで犯しているという。2004 年春には秘密の大学カルトがラゴスのイバダン大学の教授を誘拐して殺害したといわれている。しかし、この事件が立件されなかったが、当局では殺害したのは秘密カルトであると確信している」 [15] (p21)

「そうした行動に関わらず、ウスマンが力説したのは、大学での秘密カルトの脅威があるからといって、職員や学生が大学をやめて海外に安全を求める必要は感じていないはずだということである。普通は、こうしたカルトの活動について苦情があれば大学長やNPFへ申し立てることができるし、そうすれば保護も得られるという。カルティズムは犯罪であり、それを犯した学生の両親さえも法律によって裁かれる場合もある。学生が重大な罪を犯した場合には特にその可能性がある。ただし、ウスマンが注意を促したのは、そのような形での逮捕は恣意的であり、それゆえに違法である。子供が犯した犯罪について親に責任を問う裁判は違法とされている」 [15] (p21)

30.08 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書でも、次のように述べられている

「ユスフ [『デイリー・トラスト』紙] も、ナイジェリアでは大学カルトをはじめとする秘密カルトの問題が存在することは認めている。秘密カルトが一部の人間

を苦しめていることは確かにあるが、被害者がどこかへ追い出される程ではないという。一般的に言えば、秘密カルトとの間でトラブルに遭遇した場合は、直ちに他の場所に移転することが考えられる。しかし、ユスフはそういった状況に陥らせるような問題に遭遇した例が報告されているとは承知していないという」

「ンワンクウォも、カルト活動の被害者はナイジェリア国内で移転すれば治安面での不安に感じることもなくなると語っている」 [15] (p38)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

人身売買

概要

31.01 ナイジェリアは法律で人身売買を禁じている国であるが、現実には人身売買が行われており、かつ深刻な問題となっている。人身の売買は外国から入ってくるもの、国外へ出て行くもの、そして国内で行われるものがある。これについて米国国務省 2005 年報告書は次のように述べている。

「人身売買は法律で禁止されているものの、国外への、国外からの及び国内での人身の不法取引が実際には行われている」

「法律は人身売買を禁じており、罰則としては罰金、禁固、国外退去、資産とパスポートの没収、ならびに民事訴訟での被害者への補償義務などが規定されている。禁固刑の場合は 12 ヶ月から終身刑まで、また罰金刑は 375 ドル（5 万ナイラ）から 1,500 ドル（20 万ナイラ）までとなっている」

「...この年 [2005 年] には、ナイジェリアが送出国、通過国及び受入国のそれぞれとなる人身売買が起きている。人身売買の広がりについての推定数字は政府からも NGO からも出されていないが、国外退去の件数や取引ルート沿い、特に北アフリカ諸国で立ち往生しているナイジェリア人の報告件数などをはじめとするいくつかの要因から見ても、この問題の規模はかなり大きいと考えられている。国際労働機関 (ILO) では路上で物売りをしている児童の 40 パーセントが人身売買の犠牲者であると推定している」

「人身売買の犠牲となったナイジェリア人は、現地での強制労働、家事奴隷及び性的搾取のためにヨーロッパ、中東その他アフリカ諸国へ連れ出されている。少女や成人女性は、強制売春をさせるためにイタリア、フランス、スペイン、オランダ、コートジボアール及びベニンに売り飛ばされている。児童の場合は、国内及び西アフリカや中央アフリカでの家事及び農業での強制的労働ならびに路上での物売りなどのために売買されている。サウジアラビアへは成人女性と児童の両方が売られている。ナイジェリアはまた、主としてベニンなどの他の西アフリカ諸国からの児童人身売買の受入国にもなっている」

「人身売買の被害者になる危険が最も高いのは成人女性と児童である。少年は主に強制的な奴隷労働者、路上の物売り及び物乞いをさせるために取引され、少女は家事労働、路上の物売り及び営利目的での性的搾取のために売買されている。児童の人身売買、及び児童ほどではないが成人女性の売買が行われるのはナイジェリアの国境地域である。また、農村部の児童が都市部へ売られて家事労働、路上の物売り、商人取引者及び物乞いをさせられている」

「国連薬物犯罪事務所 (UNODC) の報告によれば、人身売買を行っている個人犯罪者及び組織犯罪グループには犠牲者と顔見知りの親戚その他の人間が関わっていることも多いという。この年 [2005 年] に行われた人身売買では様々な方法が使われている。多くの場合、文書やパスポートの偽造、人集め、輸送などといったように専門別に組織化されている。業者は若い女性を勧誘するために、教育、訓練、給与支払いなどについて嘘の約束をする。家族から離れるや否や児童は過酷な待遇と脅しに甘んじなければならない。業者は、被害者、特に売春を強要される被害者たちを債務奴隷状態にする。場合によっては、被害者に余分なことを喋らせないようにするために、伝統魔術 (ジュジュ) の使い手を雇って被害者を呪文で怯えさせることもある。NAPTIP の推計では、ベニン・ルートで売買された少女の 90 パーセントがジュジュ魔術師によって脅されているという。被害者は空路、陸路及び海路で目的地に運ばれる。ヨーロッパ行きのルートとして確立されているものとしては、ベニン、トーゴ、ガーナ、コートジボアール、ギニア、マリ、ニジェール及びモロッコを経由するルートがある」 [3a] (Section 5)

目次へ戻る
資料リストへ

人身売買に対する政府の取り組み

- 31.02 女性の人身売買についてのランドインフォ 2006 年 FFM 報告書は、次のように述べている。

「ナイジェリア政府は、ヨーロッパに在住するナイジェリア人の不法移民の問題を承知しており、ヨーロッパのセックス産業で搾取されているナイジェリア人女性の窮状はナイジェリア国内のメディア及び政治家の大いなる関心の的となっている。ナイジェリアは、国際的な協力を通じて人身売買の問題に立ち向かう地域的取り組みにおいて主導的な役割を果たしており、そのために国内各地での人身売買取締活動の調整を行う特別政府機関、人身売買防止局 (NAPTIP) を設置している」 [40a] (p6)

- 31.03 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書には次のような説明もみられる。

「ンダグバ [局長(NAPTIP)] の説明によれば、2003 年に人身売買 (禁止) 法 施行管理法が制定され、同法の規定に基づき同年 8 月には NAPTIP [国家人身売買防止局] が設立されたという」

「NAPTIP は、ナイジェリア国内での人身売買と児童労働との闘い及び人身売買被害者のリハビリのための中心となる機関である。NAPTIP に付託されている事項としては、人身売買関連のあらゆる法律の調整、法律の執行から人身売買被害者のリハビリのための活動を主導し、監督し、管理及び調整することまで含んでいる。ンダグバは、人身売買の刑罰は 5 年から終身までの禁固刑であるとも付け加えた」

「NATIPI は、組織の一部である特別捜査本部を通じて、人身売買の捜査と監視を行なうとともに、人身売買業者の告発も行う。同特捜部は、NPF と出入国管理事務所の施設を使ってナイジェリア国内のどこでも、また国内に限らず近隣諸国でも活動できる権能を有している」 [15] (p42)

- 31.04 米国国務省 2005 年報告書は、人身売買に立ち向かう NAPTIP の 2005 年の活動は積極的であったと述べている。

「この年 [2005 年] も法執行活動は継続されている。この年、政府は財源不足の問題を是正するため措置をとり、NAPTIP の予算は 3 倍にまで増加している。同年中に捜査及び起訴された人身売買事件の数も増加するとともに、NAPTIP の後援による一連の会合、会議、講習会及び人脈作りのイベントなどを通じて、NAPTIP、NPF、NIS それぞれの役割がより明確化されことにより記録管理にも進歩がみられた」

「暫定的なデータが示すところでは、同年 [2005 年] 中に NAPTIP が新たに手がけた捜査案件は 75 件で、その多くが年末時点ではまだ審理中となっている。NAPTIP が逮捕を執行した案件の数は 25 件で、そのうち 15 件が公判にかけられ、その他に 2 件が年末現在で審理中である。さらに同年中にはカノ州とオグン州の事件から 4 件に対して反人身売買法の下で有罪判決が下されており、またベニン州の 1 件については判決を待っているところである。オグン州の事件では、ガーナ人とトーゴ人がそれぞれ 1 人ずつ売春仲介の罪で有罪判決を受けている。この二人に対しては最低 7 年の禁固刑の判決が言い渡されている」

「この年に最も注目を浴びたのは、7 歳から 19 歳までの少女を含む 40 人の人身売買被害者が救出された事件であった。救い出された被害者はすべてが家や学校に戻るかあるいは各種の技能訓練を受けている。人身売買業者は告発され、同年末時点で公判を待つ身となっている」 [3a] (Section 5)

- 31.05 2006 年 1 月に発行された『デイリー・インディペンデント』紙 (ナイジェリア) の記事では、次のように報じている。

「ナイジェリア出入国管理局 (NIS) は、昨年 [2005 年] ラゴスのバダグリのセメ境界線で人身売買業者から 60 人の被害者を救出した」

「不法取引に関わったとしてイタリア人 1 人を含む 2 人も逮捕した。また、捜査本部は、ブルキナ・ファッソ、ガーナ、ベネニ共和国、トーゴ及びコートジボワール [象牙海岸] から本国送還された 31 人のナイジェリア籍被害者を受け入れた」

「捜査本部の記録によれば、この人身売買の被害者の年齢は 11 歳から 37 歳にわたり、大半が 10 代の少女で外国での良い生活を約束されて連れて行かれたという。国境では、オヨやエキッティ州へ向かっていた少なくとも 44 人のトーゴ人が途中で捕まっており、被害者はトーゴへ本国送還された」

「...入管副所長ムドリック・オギダンの話では、この国境を通過する人身売買取引は大幅に減少しているという」

「『こうした破廉恥な輩の馬鹿げた行動をよく知っているわれわれ入管職員の俊敏さが犯罪の抑止をもたらしている。人身売買防止のパトロールは現在も油断なく続けており、正式な書類を持たない怪しい外国人は追い返している』と副所長は語っている」

「オギダンからは、この時期に賄賂を使ってブッシュ経路で国境を越えてきた 2 人の外国籍の人間が逮捕されたとの説明もあった」 [7]

- 31.06 2006 年 6 月に発表された米国国務省 2006 年人身売買報告書には、次のような説明が加えられている。

「ナイジェリア政府は人身売買廃絶のための最低基準を完全に遵守しているとは言えないものの、それを満たすための取組みはかなりの程度実施している。昨年来、ナイジェリア政府は人身売買に対する対応措置を強化するとともに制度面の充実も図っており、この問題に本気で取り組んでいることを示している」

「...昨年、ナイジェリア政府は、法制定を通じて人身売買との闘いに対する政府が取組みを強化していることを実証している。政府は、2005 年 12 月に人身売買を禁止する 2003 年連邦法を修正して、人身売買業者の資産を没収及び差し押さえできるようにした。政府が捜査した人身売買事件は 85 件にのぼり、うち 21 件が起訴され、6 件に有罪判決が下されている。ナイジェリアの 60 名の人身売買取締専門捜査官は積極的に事件の捜査を行っているが、捜査官同士及び他の法執行機関の職員との連携はあまりとれていない。政府は、ユニセフと連携して、11 カ国にわたる反人身売買ネットワークを構築しており、今後さらに参加国を広げていく計画を立てている。昨年、政府は、捜査官及び検察官のために人身売買の講習会を年間通して開催するとともに、コンピュータ化した人身売買犯罪データベースの管理も行っている。人身売買に関連した贈収賄は日常的に報告されている。当局は、児童人身売買に関与していた警察官 1 名を逮捕しており、現在捜査を進めている」

「本報告の対象期間中における人身売買被害者の保護に関しては、政府はそれなりの取組みを行ってきた。政府は 2 ヶ所の保護施設を運営しており、被害者用のリハビリセンターも 1 ヶ所であるが設置しているが、これらの施設はまだ十分には利用されていない。当局はまた、NGO の援助も受けられるように、確立した審査及び紹介システムを通じて被害者を NGO の保護施設に紹介することも行っている。政府は 12 人の被害者に職業訓練を施し、8 人の犠牲者を学校に戻している。政府は、人身売買被害者の救出とカウンセリングの技法について海外でナイジェリア派遣団を教育する試みも昨年から始めている。ナイジェリア当局は、被害者を本国に送還することに関してベニン及びガーナの政府職員と連携し合っている。被害者は人身売買に直接関係する犯罪について告発を受けないことになっている」

「政府は、人身売買についての一般国民への啓蒙活動の取組みについても、政府が引き続き力を入れていることが実証されている。200 名の職員を擁するナイジェリア国家人身売買防止局 (NAPTIP) の国民啓蒙部は、引き続き反人身売買のスポンサー広報をテレビで行っており、駐車場、市場、学校、コンサートホールなどでも意識昂揚のためのイベントを開催している。NAPTIP は、反人身売買の利害関係者を集めた会合も引き続き 3 ヶ月に 1 回の頻度で主催している。こうした会合には政府機関、NGO ならびに国際組織の代表者たちが出席しているが、NAPTIP はそれらの会議の席上で政府が行っている反人身売買の取組みに関するデータを発表して共有を図ると共に、出席者と共同して反人身売買運動の戦略構築も行っている」 [3d]

- 31.07 米国国務省 2005 年報告書でも述べているように、腐敗した政府職員の存在によって人身売買に立ち向かう政府の取組みが妨げられている。

「政府当局が組織的なレベルで人身売買に手を貸したりあるいは目益しすることはないが、法執行職員や出入国管理事務所や空港当局の職員が個人的に国境越えの人身売買に手を貸しているという話が情報提供者や外国の政府職員から伝わ

てくる。そのような事例の大半は人身売買の法律に対する無知さや以前から続く慣行を打破する難しさに起因している。人身売買を手伝ったりあるいは幫助した公務員に対する罰則措置も法律では定められているが、同年中 [2005 年] は NAPTIP も NPF も公務員が共謀した証拠は一切見つけておらず、また、人身売買関連の罪状で告発、起訴若しくは有罪判決を受けた公務員は 1 人もいない」
[3a] (Section 5)

目次へ戻る
資料リストへ

人身売買の被害者に対する政府による支援の取り組み

31.08 米国国務省 2005 年報告書は、次のように述べている。

「被害者に対する政府の資金援助はごく限られたものしか行われていない。出入国管理事務所や警察が被害者を発見した場合、その連絡先は NAPTIP となっている。同年中に NAPTIP が扱った被害者の数は 73 人であった。被害者が一晩過ごせる施設を NAPTIP が直接提供しており、それ以降の保護施設、カウンセリング及び社会復帰の支援については NAPTIP の職員が非政府組織や国際組織に連絡をとって被害者を紹介する形になっている。NAPTIP は、被害者や人身売買に関する情報提供者が利用できるホットラインも設置している。また、政府が被害者の本国への帰国を手助けしたりあるいは人身売買された児童を家族と再会させたケースもある」

「労働生産性省は、ILO、NAPTIP、警察及びその他連邦政府機関と共同して、国内及び国外で人身売買された児童が家族と再会できるように食糧、輸送手段その他兵站面の支援を行っている」

「政府は、120 ベッドを有する保護施設をラゴスで運営しており、この運営には国際移住機関も関与している。NAPTIP も被害者が安全に過ごせる場所として 2 番目の施設をエド州ベニン・シティに設けている。州レベルでは、アクワ・イボム州政府が人身売買被害者の児童用に保護施設を寄付している。カノ州政府も UNICEF と共同で人身売買被害を受けた児童用の保護施設を寄付している」

「政府は、保護活動のために一部資金援助を行っている。証人として証言する被害者を保護するために、地区警察の警察官が証人保護官として任命されるようになっている。NAPTIP 職員と当該証人保護官は共同して証人の保護にあたる。被害者に援助を差し伸べる NAPTIP の取り組みは、人身売買の危険、法制面での保護、利用可能な資源などについての意識を高めるために地域共同体の指導者、部族指導者、教師、生徒その他のグループが参加する一連の ‘ タウン・ホール ’ ミーティングをその基盤としている。南部のいくつかの州政府は、被害者保護に精力的な取り組みを行っている。従来とは異なり、現在では被害者が犯罪者として告発されたりあるいは犯罪者と同じ監房に拘留されることもない」 [3a] (Section 5)

31.09 女性の人身売買に関してランドインフォの 2006 年 FFM 報告書には、次のような補足説明がある。

「現在、NAPTIP はベニン・シティ、ラゴス及びアブジャの 3 ヲ所で保護施設を運営している。これらはすべて他の利害関係者（地元 NGO、国際組織、外国の援助機関）との共同運営であり、外部の寄付者から部分的に資金援助を受けている」

「ラゴスの NAPTIP 保護施設は 2004 年に設立されている。ここは国際移住機関 (IOM) と共同で運営されており、120 名を収容できる広さがある (必要に応じて最大 200 名まで収容できるように拡張可能)。NAPTIP での仕事の他にこの施設の所長も勤めているゴッドウィン・モルカ [NAPTIP] は、この施設に収容されている被害者の 80 - 85 パーセントは売春に関係していたか、さもなければ売春目的で取引先へ移送されている途中で救出された少女及び成人女性であると語っている。また、ヨーロッパや経由国から連れ戻されてきた人もいれば、ラゴスで売春を強制されていた人もいる。モルカ氏によれば、この施設に収容される女性と児童には食事、必要な治療、ならびに一部はカウンセリングも提供されているという」

「ラゴスの保護施設の敷地内には技能修得訓練プログラムを実施するスペースは設けられているが、現在までのところ必要な器材 (マシン、コンピュータなど) が不足している状態である。この訓練プログラムに参加する人はこの施設に 3 ヶ月間住み続ける。現在このラゴスの保護施設に収容されている 50 名の少女たちが出身共同体に戻ってうまく再定住できるように技能訓練をしてやれないのが残念であるとモルカ氏は遺憾の意を表明している」 [40a] (p20)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

人身売買に対する社会の態度

31.10 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は、次のように述べている。

「一般的には、外国で売春婦をしていた女性が出身共同体に戻っても周囲から否定的な目で見られることはない」とウスマン [NHRC] は考えている。ナイジェリア北部のイスラム教徒が主体の地域の比較的裕福で教育水準も高い人たちなどといった一部の人は気分を害することも考えられる。しかし、大半の人々は、そういう女性をヨーロッパにも行っていた上に、おそらくは経済的な資力もあるという理由からかえって敬服の念を持つだろうという。そのような女性の親戚は彼女を大黒柱とみなすことも珍しくない。南部における性的な道徳観は北部ほど厳格ではないことをウスマンは強調している」

「モモー [チャンネルズ・テレビ局] も、何故女性が外国へ出稼ぎに行って売春婦になってしまうかということについて、ナイジェリアでは一般的に好意的に理解されていると考えているという。ナイジェリアでは、そのような人が、たとえ海外で亡命申請をしていたとしても、戻って来た時にイジめるような者はいないという」

「最後に、単に外国で売春婦として働いていたという理由で、戻って来た人身売買の被害者に何らかの社会的汚名を着せるようなことがナイジェリア社会で行われるとは考えられないとアキンモヨは言っている。時には非難されることもあるかもしれないが、それは個人レベルの話であって、社会的にはそのようなことはない。戻って来た被害者の属する共同体が彼女を排除したりあるいは村八分にすることははないという」 [15] (p44)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

帰還した被害者女性に対する処置

31.11 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は、次のように記している。

「ウスマン [NHRC] の説明では、ナイジェリアの国際空港に戻った時点で、帰国者が拘留されることはないが、尋問のために拘束されたりあるいは旅行文書類を取り上げられることはあるという。ほとんどの場合、彼ら帰国者は短時間で解放される。ウスマンは、大人数の女性が外国からチャーター機に寄せられて強制送還されてきた数件のケースについて語っている。2004 年の 4 月と 5 月には 371 名のナイジェリア人女性がイタリアから強制送還されている。彼女らは、家族への連絡や家族が（中にはカソリックの神父を同行した人たちもいる）身柄引受けにやって来るまで 2 日間ほどを空港で足止めされた。この送還された女性たちはテレビでも放映され、新聞も写真入りでこの出来事を報道した。このような大騒ぎになったのは女性たちの身元を暴露するためではなく、人身売買に従事している他の業者たちに対する警告のためであったとウスマンは考えている。その後、これらの女性の中から告発された者は 1 人も出ていない」 [15] (p45)

31.12 ランドインフォの 2006 年 FFM 報告書には、次のような記述も見られる。

「オラクウェ・アリンゼ (NAPTIP) の語ったところでは、ナイジェリアに帰国した女性の多くがヨーロッパ（中でも特にイタリアとスペイン）から強制退去させられた者たちである。これらの女性はナイジェリアに到着後、果たして本当に人身売買の被害者であるか、ヨーロッパの何処でどの位の期間滞在していたかを調べるために面接を受けている。こうした面接は、ヨーロッパから女性たちが到着した旨の連絡がナイジェリアの入国管理局から NAPTIP に入ると時間をおかずにすぐに実施される。ヨーロッパから帰還した女性（自発的に帰国した女性も含めて）の中には、自らの意思で NAPTIP に連絡して、どのような援助が受けられるのかを調べにくる女性もいるという」 [40a] (p21)

「アゲン女史 (NAPTIP) によれば、帰還女性たちは空港で NAPTIP 職員の出迎えを受けるという。すべての女性が NAPTIP のサービスを希望するわけではないが、NAPTIP が提供するリハビリ制度への参加を希望する女性が多いという。U.S. ハルナ (NAPTIP) は、NAPTIP の捜査部門が人身売買の捜査を進める上で帰還女性へのインタビューが非常に重要な意味をもつと力説している」 [40a] (p21-22)

「...我々調査団がベニン・シティ、ラゴス及びアブジャの保護施設を訪問した際、人身売買被害者はカウンセリングを受けるということが知らされた。アブジャの保護施設に貼り出されていたスケジュール表を見ると、1 日 1 時間、週 6 日が「道徳授業 / 反人身売買会議 & カウンセリング」に充てられていることがわかる。保護施設の職員の話では、こうしたカウンセリングは個人毎及びグループ形式の両方で行われているという」 [40a] (p23)

目次へ戻る
資料リストへ

帰還した被害者女性に対する迫害

31.13 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書では次のように述べている。

「国家人身売買防止局 (NAPTIP) のキャロル・N・ンダグバ局長は、人身売買されて外国にいる女性や少女はナイジェリアに強制送還されることを恐れているとも考えられると語った。彼女の説明では、こうした被害者たちは「ジュジュの社（やしろ）」と出身地のジュジュ司祭に対する血の誓約をさせられている場合が多いという。また、これらの被害者女性には、彼女らの外国行きのスポンサーになっている場合もある売春宿の女主人に借金を負っていることが多い。こうしたジュジュ社に対する衝動強迫の恐怖や、売春宿の女主人やジュジュ司祭による迫害の危険から被害者が心底故郷に帰ることを恐れていることは十分考えられる。しかし、ンダグバはそうした恐怖は根拠のない恐怖であると考えている」

[15] (p41)

「...モモー [チャンネルズ・テレビジョン] が語ったところでは、帰還した人身売買被害者が人身売買の取次人から迫害を受けたという例は極めて稀にしか起きていないという。人身売買被害者が迫害を受ける危険があると思われるのは、売春宿の女主人や仲介人との間の金銭貸借を整理する前にナイジェリアに帰還してしまった場合であろう。しかし、モモーはそうした事例があったという記録は入手しておらず、もしそれが本当に問題となっているのであれば、何らかの形で彼にも情報が伝わってくるはずだと言う。また、エド州その他の州には人身売買の女性被害者のための保護施設も設けられているとの補足説明もあった」 [15] (p43)

「BAOBAB の話では、人身売買の仲介業者はその気になればナイジェリアに帰還した女性を殺すこともできるし、強力なネットワークも持っているという。しかし、女性が業者から報復を受けたケースでBAOBABが承知しているのは1件しかなく、しかもそのケースで仲介人が殺したのは人身売買被害者の妹で、彼女は殺された時にイタリアに住んでいたという」 [15] (p43)

「ウスマンは、売春宿の主人との契約期間満了前にナイジェリアに連れ戻された女性の身の安全を懸念していると言っている。そのような女性は、自分の身の安全について、十分根拠のある恐れではないにしろ、ジュジュの社に誓いを立てているがために、少なくともそれを破ることに心から恐怖を感じているはずである。しかし、被害者女性が売春宿の主人や仲介人に契約で決められた金額を完済していない場合には、彼女の恐怖心は根拠を持つものとなる。もし、売春宿の主人や仲介人が自分の社会的面子が失われると感じた場合には、誰かに当該被害者女性やその家族を探し出させて借金取立ての脅しをかけることもある」 [15] (p43)

「被害者女性が当局に協力するつもりがあると疑われる時には、売春宿の主人や仲介人はその女性を付け狙うこともある。その場合、売春宿の主人や仲介人はバカッシ・ボーイズ、エグベス・ボーイズあるいはOPCなどの武装集団から人を雇って女性を殺させ、他の女性に対する見せしめとするであろう。特に、仲介業がこうした行動に走る必然性が高いのは、NAPTIPに仲介業者の身元を暴露するなどの形で被害女性が脅威になると認められる場合である」 [15] (p43)

「ウスマンは、売春宿の主人や仲介人がその気になれば、帰還した人身売買被害者を追跡した探し出すことができるはずだと考えている。当局から告発された仲介業者の数は極めて少ない。売春宿の主人や人身売買の仲介人に不利な証言を行うことに合意した女性は、裁判の進行の遅れが常態化している中で法廷審理を待っている間にも脅迫や報復行為の標的にされることになる」 [15] (p43)

「アキンモヨ [大統領府] は、人身売買被害者が直面する最大の問題は彼女たちが外国での売春婦生活で経験させられたトラウマ的体験であると信じているが、また、被害者が帰国してもナイジェリア当局による迫害を受ける危険は一切ないとも考えている。アキンモヨによれば、帰還する被害者が身の危険を感じることはほとんどなく、売春宿の主人や人身売買の仲介業者が帰国した人身売買被害者をナイジェリア国内で迫害できる立場にはないという。人身売買被害者のトラウマ的経験の克服を手助けする保護プログラムを用意して、帰国した被害者がいつでもケアを受けられるようにする必要がある、とアキンモヨは考えている。現在、ナイジェリアには帰還被害者又は強制送還された被害者を長期にわたって保護する施設は設けられていない。既存の保護施設で保護やリハビリを受けられる期間は最長でも 2 週間である。その後は、被害者が自力で社会復帰を果たすしかなく、一部の被害者にとってはそれ自体が大きな困難を伴うものとなる」 [15] (p43-44)

「ウマル [WOTCLEF] は、帰国した人身売買被害者をナイジェリア国内で追跡して迫害することに成功した仲介業者や売春宿経営者がこれまで果たしているのかどうかについては承知していないと言っている。ウマル女史は、人身売買仲介業者でさえ帰還女性を追跡するのに十分なほど組織化されたネットワークを持っているという見方はしていない。帰国した人身売買被害者を仲介業者が迫害したケースが実際に起きていれば、その知らせは必ず女史のもとに寄せられていたはずだと自信をたっぷりに語っている」 [15] (p44)

目次へ戻る
資料リストへ

医療問題

治療及び医薬品の入手可能性についての概要

- 32.01 人権のための医師団 (PHR) が 2006 年に発表した報告書『ナイジェリア—HIV 及びエイズと共生する人々の医療に対するアクセス』は、次のように述べている。

「ナイジェリアでは医療に関する責任は、政府の複数の異なるレベルの間で分担されている。連邦政府の責任は、政策目標の設定、医療専門家の養成、調整活動を行うことに加えて、連邦医療センターと医大付属病院の建設及び運営である。州の責任は、2 次医療施設の運営ならびに地方自治体地域 (LGAs) への財政援助である。地方自治体地域は、1 次医療施設の運営責任を負っている。政府が運営する公立施設以外にも、民間の医療施設も存在し、その大半は 2 次レベルの施設である。多くのナイジェリアが医療サービスを求める場合、最初から政府の施設に行くことはせず、伝統的な治療師、公認薬局、素人コンサルタント及び開業医ならびに信仰団体が所有する施設などを訪れるのが普通である」 [11] (p12)

「ナイジェリアの医療制度は財源不足と人員不足に加えて、物品面の不足及びインフラの未整備に悩まされおり、このような状況が全体的に差別的な体制を生む原因となっている。輸血制度も未整備で優れた医療を受けられる可能性はごく限られている。教育、健康状態、貧困水準及び人間発達のその他の側面において地域的格差が見られる」 [11] (p12)

「...ナイジェリアにおける医療の大部分は受益者負担金によって賄われている。世界銀行による実地調査にもとづく推定では、ナイジェリアの全医療支出額の約 45 パーセントを各所帯による医療負担金が占めているという。連邦施設の職員の

給与は連邦政府の補助金によって賄われている。通常、医療サービスの経常支出額の 65 パーセント以上が連邦施設に充てられている。連邦施設以外では、職員の給与は、連邦政府がLGAsに割り当てる交付金から支払われている。ただし、LGAsが受け取る交付金は「一括配賦」あるいは地方自治体の全プロジェクトをそれで賄うプール財源であるため、この財政支援だけで給与や処方薬の購入を賄うには不足することも多い。その結果、医薬品、検査、入院患者用ベッドや通院患者用の設備の費用は患者が負担せざるを得ないことになる」 [11] (p13)

- 32.02 ナイジェリアに関するノルウェーの 2004 年 FFM 報告書では、次のように述べられている。

「こうした公衆衛生サービス面での難しい状況があるため、エリートたちは治療（特に外科手術、つまり緊急の治療を要しない病状に悩んでいる場合）のために可能であれば海外へ出かけて行き、中流階級は主に私立の診療所や病院へ行く一方で、民間の開業医による治療の費用も払えない層は公衆衛生制度の標準以下のサービスに頼らざるを得ないという事態が生じている」 [37] (p16)

- 32.03 「2004 年 8 月に駐ナイジェリア米国大使館は、ナイジェリアの病院サービスに関する情報を発表している。米国大使館が注目しているのは、公立病院の医療設備はアメリカの病院の同様のものと比べ概して粗末であるのに対し、一部の私立病院の設備はアメリカの病院と同等程度のもを揃えているところであることである。アブジャの国立病院には、耳鼻咽喉科、総合内科及び内科、一般外科、小児外科、産婦人科の施設がある。付帯的サービスとしては、病床数 7 床の小児集中治療室 (ICU) が 1 室、手術室 1 室、コンピュータ化断層撮影 (CT)、研究検査室 1 室、超音波診断装置、x線装置及び磁気共鳴映像装置などが揃っている。ラゴス大学付属病院も政府が運営する病院であるが、ここには総合内科と内科、心臓病科、物理療法科、核医学、一般外科、眼科及び形成外科の施設があり、付帯サービスも救急救命室が 1 室、病床数 4 床の ICU が 1 室、やけど治療室が 1 室、CT スキャナー、検査室が 1 室及び x 線映像装置などを揃えている。ラゴスの心臓病センターには、非侵襲性診断用心臓検査設備、ICU 機能を備えた 10 床のベッド、ICU 病棟ベッド 2 床及び救急救命室 1 室を揃えている」 [30]

- 32.04 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書では、次のように記されている。

「アブジャ国立病院の心臓病学の教授であり BHC [英国高等弁務官室] クリニック医師団の一員でもあるアベンゴウェ博士の話によれば、現在、細菌性感染症（HIV、結核、マラリア、腸チフスや黄熱病などを含む）に対してはナイジェリア全土の病院で対応可能となっているという。糖尿病や高血圧（両方ともナイジェリアではよく見られる）の治療も行えるが、治療（薬剤）の費用が非常に高く、普通では手が出せない金額であるため薬を使っていない患者が多い」

「アベンゴウェ博士の経験では、どの病院でも世界保健機構 (WHO) の必須医薬品モデルリストのすべての薬を在庫しているか、あるいは即座に入手可能な状態になっているという。一部の薬局では医薬品を適切な状態で保存していないが、サービス水準の高い名の通った薬局にはもちろん適切な保管設備があるという」

「アベンゴウェ博士の意見では、ナイジェリアの病院では腎臓移植を行うための設備は整っておらず、移植手術を行える設備を備えている病院は全国で 2 - 3 件しかないという話である。しかし、腎臓透析は広範囲で利用できるという」

「...アベンゴウェ博士は、ナイジェリアの病院では妊娠に伴う合併症に対応できる設備は整っていないと言う。帝王切開自体を行うことは可能であるが、それ以外の集中治療設備や専門の助産師がいないとのことである。高齢者に対する看護サービスも存在せず、通常は高齢者の看護は家族が行っている」 [15] (p63-64)

- 32.05 駐アブジャの英国高等弁務官室が某医師から入手した 2006 年 1 月付けの情報では、ナイジェリアでは良質の医療を必要とする国民誰にでも提供するような政府が運営する国民保険サービスは存在しないという。医薬品の入手可能性に関しては、民間施設での医療を受けられる財力さえあれば、必要とする薬はほとんどあらゆるものを入手することができるという。しかし、大多数の国民は民間施設での医療を受けるほどの財政的余裕を持っていないのが現状である。 [2c]

目次へ戻る
資料リストへ

HIV/AIDS – 抗レトロウイルス治療

- 32.06 ナイジェリア—HIV 及びエイズと共生する人々の医療に対するアクセスについての PHR 報告書には、次のように記載されている。

「推定で 360 万人の HIV/AIDS 感染者がいるとされるナイジェリアは、全世界の 4000 万人の HIV/AIDS 感染者の 11 人に 1 人を抱えていることになる。ナイジェリアの成人の間での HIV の患者数は、1991 年の 1.8 パーセントから 2003 年には 5.4 パーセントに増加したと推定されている。非公式の推計では 10 パーセントという数値も出ており、これは 400 - 600 万人の感染者がいることを意味する。国内 36 州及び連邦首都地域の患者数は、2 パーセントから 14.9 パーセントである。公式な統計によれば、ナイジェリアでは 2002 年には 20 万人の新たな感染者が生まれており、また 2004 年にエイズ関連で死亡した人数はおよそ 31 万人にのぼるという。これらの数字は毎年増加していくものと考えられる」 [11] (p15)

「ナイジェリアは、対策がとられなければ HIV 患者数が爆発的に増加すると予想されている人口密度の高い '次の波' となる国の 1 つに数えられている。これらの高人口密度の国々はどれも、病気の蔓延の初期から中期段階にあると同時に、世界人口の 40 パーセントを占めており、国家情報会議 (NIC) によれば、この病気に対する政府の持続的取り組みが不十分な国々であるという。NIC の推計では、ナイジェリアのエイズ感染者数は 2010 年までに 1000 - 1500 万人になると予想される。これは成人人口のおよそ 18 - 26 パーセントに相当する」 [11] (p15)

「...栄養不良による病弱、限られた医療、ならびに結核などその他の感染症が HIV の急速な進行と広がりの一因となっている。HIV が広がる原因の 1 つとしては、生殖器官の感染症ならびに性感染症 (STD) の有病率の高さある。HIV と他の病気に重感染している人も珍しくない。ナイジェリアにおける HIV の蔓延に寄与していると思われるその他の要因としては、血液製剤の安全性の欠如、麻薬の使用とそれに関連した行動、ならびに伝統的慣行などが考えられる。ナイジェリアの HIV/AIDS 対策における現時点での課題としては、財源的な制約、訓練された人材の不足、信頼できるデータ収集システムの欠如、国民全般の知識の欠如、女性の地位の低さ、ならびに HIV/AIDS に伴う汚名などがある」 [11] (p15-16)

- 32.07 2006 年 3 月 14 日付けロイター・ニュース・レポートは、次のように伝えている。

「ナイジェリアでは HIV 感染者が無料で抗レトロウイルス治療を受けられるエイズ治療センター新たに 41 ヶ所開設した、と政府のエイズ治療機関が火曜日に発表した。1 億 4000 万人というアフリカ最大の人口を持つこの国には、この致死性ウイルスに感染している人が約 350 万人おり、インドと南アフリカに次いで世界で 3 番目に感染者の多い国となっている」

「ナイジェリアは、1 月から 33 の治療センターで約 4 万人の患者に対して抗レトロウイルス薬 (AVRs) の無料配付を開始した。これにより、以前は患者が毎月支払いを義務付けられていた 1000 ナイラ (8 ドル) の補助金は廃止された」

「今回の追加設置により治療センターは合計 74 ヶ所になったと全国エイズ行動委員会 (NACA) の議長ババツンデ・オソチメヒンはロイターに語っている。治療センターはナイジェリアの 36 州と首都アブジャに散在して設置されている」

「...ナイジェリア人の 3 分の 2 は 1 日 1 ドル未満で生活しており、HIV 感染者の多くは自由市場価格で毎月 3000 - 7000 ナイラもするこの救命薬に金を払う余裕がないと活動家は語っている」

「ナイジェリアでの無償エイズ治療へのアクセスを拡げる運動をしている国境なき医師団は、この新たなプログラムを称賛しているが、また AVRs の適切な投与を行うための毎月行われる一連の医学的検査の費用を払えない患者もまだ多いと指摘している。日和見感染症の治療代を払う余裕がない人はさらに多いという」

「NACA では、世界エイズ・結核・マラリア対策基金、米国政府、その他主要援助資金提供者からの資金援助、ならびにパリ・クラブによって 2005 年にナイジェリアの供与された債務帳消しからの貯蓄額を使って、抗レトロウイルス治療を受ける患者の数を年末までに 25 万人までに増やす計画を立てている」

「オソチメヒンは政府も一連の医学検査に助成金を出す方策を検討中であると言っている。なお、エイズ患者の間でもっとも多く見られる疾患の 1 つである結核の治療はナイジェリアでは既に無償化が実現されている」

「彼はまた、児童と妊婦については検査をはじめとする HIV/AIDS 治療すべてが無償になっており、これは母親から子供へのウイルスの感染を防ぐための取組みの非常に重要な部分を構成していると語っている」 [28]

32.08 ランドインフォの 2006 FFM ナイジェリア報告書にも、次の説明がみられる。

「政府は、全国エイズ行動委員会 (NACA) を通じて HIV/AIDS に重点的に取り組んでいる。オソチメヒン教授 (NACA) は、それらの取組みには積極的な予防戦略、ならびにエイズに関わる汚名を克服し HIV はナイジェリア社会にとって大きな問題であるという論点を普及させるための意識構築作業も含まれていると語っている」 [40b] (p27)

「...2006 年からは、ナイジェリア国内の HIV/AIDS 感染者に対する抗レトロウイルス治療薬 (ARVs) を使った治療が無償化されている。オソチメヒン教授 (NACA) の推定によれば、現在全国の 75 ヶ所ほどでそうした治療が行われており、また、米国政府の援助を受けてさらに 25 ヶ所の別の施設でいくつかのプログラムが実施されているという。『ザ・ガーディアン』紙の記事によれば、‘一部の施設では未だに薬代を支払っている患者もみられる’ (オラワレ、2006 年) とのことである。同記事ではまた、現在 ARVs を使った治療を受けているのはナイジェ

リアの 300 万人とも言われるエイズ感染者のうちのわずか 4 万人にすぎないが、使用されている ARVs の 1 種もしくは複数種類に対する耐性ができてしまった患者も多いとも指摘している」 [40b] (p27)

「オソチメヒン教授 (NACA) の話では、この無償治療では数種類の抗レトロウイルス薬を組み合わせる使い方をしているので、ある治療法に反応を見せなかった患者や、あるいは耐性ができてしまった患者には別の組み合わせの薬が与えられるということである。このプログラムには、エイズ感染者が罹り易い日和見感染症、特に下痢、肺炎、イースト菌感染症、マラリア及び結核など治療のような医学的フォローアップも含まれているという。同教授によれば、エイズ感染者のうち抗レトロウイルス治療を必要とする患者はわずか 15 - 20 パーセントに過ぎないとのことである」 [40b] (p27)

「...アベンゴウウェ教授によれば、抗レトロウイルス薬の大半は依然として輸入品であり高価（ナイジェリアが入手しているのはジェネリック（訳注：ゾロ品）抗レトロウイルス薬であるが）であるという。2006 年 3 月 24 日号の *ディス・デイ* [斜体表示は原文通り] 紙は、現在ナイジェリア国内のアーチー製薬会社（イビラム 2006 年）がジェネリック抗レトロウイルス薬のアーチヴィルを生産中であると報じているが、これについてはオソチメヒン教授 (NACA) にも事実確認済みである」 [40b] (p28)

エイズ感染者に対する差別

32.09 HIV 及びエイズと共生する人々の医療に対するアクセスについての PHR 報告書には、次のように記載されている。

「HIV/AIDSと共生する人々[PLWA (エイズと共生する人々)] は、ナイジェリアでは家族や共同体だけでなく、職場においても差別と汚名を被っていることが明らかになっている。エイズ感染者は家庭からも追い出され、街頭でも敬遠されることもある。オバサンジョ大統領の政府はHIV/AIDSに関してリーダーシップを発揮しているものの、ナイジェリアでHIV/AIDS共生する人々(PLWA) の人権に対する法的保護はまだほとんど実現されていないのが実情である。医療専門家といえどもそうしたナイジェリア社会の一員であり、彼らもHIV/AIDSに付き纏う汚名や道徳的価値観に影響を受けている。理想的なのは、彼ら医療専門家が「健康に対する権利の促進と擁護に不可欠の役割を果たす」ことである。しかし、現実には、PLWAは医療部門で働く医療専門家からも差別を受けている。ある政策立案担当者が語ったところでは、ナイジェリアでは「医療従事者でさえエイズ患者を他の患者とは異なる扱いをする傾向」があるということである」 [11] (p17)

「...HIV/AIDSに付き纏う汚名は、HIV/AIDSの蔓延を考える際に見逃せない有力な要因の 1 つである。この汚名によって社会的地位の向上を目指すことを諦めざるを得ないということになれば、人々は知らず知らず自分の性的パートナーに感染させることになる可能性がある。エイズに感染している人間は、感染の事実を他の人に隠そう努めることで危険な行動をしてしまう可能性がある」 [11] (p18)

「...健康に対する権利に関する国連特別調査報告者は、汚名が果たす役割を次のように記述している。「HIV/AIDSに付き纏う汚名は、社会的に決められた性別、貧困、性的指向、人種その他の要因と関連した偏見の上に積み重ねられ、それらの偏見を強化することになる。病気や死に関連した恐怖、風俗店従業員、男性とのセックスを行う男性と注射麻薬の使用、また、道徳的誤りの原因はHIV/AIDSと

共生している人間にあるとする信念などが、汚名にインパクトを与えているとともに、しばしば不寛容や差別を生み出す原因となっている」 [11] (p18)

目次へ戻る
資料リストへ

癌治療

32.10 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は、次のように述べている。

「アベンゴウェ博士の話では、癌（ナイジェリアでは乳癌、前立腺癌、胃癌、骨肉腫及び肝臓癌が一番多く、最も少ないのは肺癌である）の治療も国内で行うことは不可能ではないが、放射線療法を利用できる場所が限られており、いくつかの大学付属病院でしか受けることができないという。ここでも、癌治療を必要とする大多数の人々が治療を受けに外国に行くという状況がある。そのため、大学病院であれば可能な癌の早期発見に大きく依存することになる」 [15] (p63-64)

32.11 癌治療研究ニュースレター国際ネットワークの第 4 巻、第 3 号（2003 - 2004 年冬季号）に掲載されたオバフェミ・アウオロウオ大学付属病院総合施設 (OAUTHC) についての記事には、次のような記述が見られる。

「OAUTHC は、良質の医療を国民に提供するためにナイジェリア政府が設立した第一世代の総合大学病院の 1 つであり、最近まではオスン州唯一の大学病院であったため、オンド州、エキティ州の全域、そしてオヨ州とクワラ州の一部を含む大半がヨルバ族の人口 2000 万人を擁する地域一帯の患者を引き付けていた」

「2001 年 1 月から 2002 年 12 月の間に OAUTHC で診察された癌症例は 860 件（あらゆる年齢層及び男女共）であった。ここで診察された症例で最も患者数が多かったのは乳癌、前立腺癌及び子宮頸癌であり、次いで非ホジキン及び非バーキットのリンパ腫、及びバーキットリンパ腫の順となっている。その他の癌としては、結腸 / 直腸癌、胃癌、非上皮性悪性腫瘍、肝臓癌ならびにメラノーマ以外の皮膚癌がある。過去数ヶ月の間、同病院は、マックス財団の後援を受けたグリベック国際患者支援プログラムのもとで行われている慢性骨髄性白血病と消化管間質腫瘍のためのグリベックを使った無償治療の調整役を果たしている。」

「ムヒーズ・デュロシンミ博士は、OAUTHC のスタッフ中唯一の血液腫瘍学である。同病院のその他の癌専門医には、病理学者、放射線医師、婦人科医、一般外科医、ならびに小児科医などがいる」 [39a]

32.12 癌治療研究ニュースレター国際ネットワークの第 5 巻、第 1 号（2004 年夏季号）には次のような記事も掲載されている。

「2002 年時点で 1 億 2000 万人の人口を抱えるナイジェリアには、活動中の癌専門医の数は 100 名に満たず、また癌専門の研究センターも存在しない。現役で活動している放射線治療センターもわずか 4 施設しかなく、人口比にすると約 3000 万人に 1 台の装置という計算になり、因みに一般的に推奨されている比率は 25 万人に 1 台である。利用可能な抗がん剤の種類も限られており、しかもすぐに入手可能というわけにはいかない。患者の癌の進行段階を特定するための画像施設、例えばコンピュータ断層撮影 (CT) や磁気共鳴画像 (MRI) などの診断装置はなかなか入手が難しく、また、利用可能であったとしても、そうした機材を使った研究のコストは膨大なものになり平均的市民の手が届くようなものではない。

免疫表現型的（免疫学的マーカー）、免疫細胞化学的ならびに細胞遺伝学的な診断設備の不足から各種の血液癌を正しく分類することができず、この国で活動している血液腫瘍学者には大きな懸念材料となっている」

「癌がナイジェリアにおける深刻な公衆衛生問題の 1 つであることは疑いの余地はない。しかし、残念ながら、大部分は芳しくない経済的要因の悪影響によって癌の管理が満足に行われているとは言えない状況である。この状況は、ナイジェリアと同じような経済問題を抱える他のアフリカ諸国でも同様である」 [39b]

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

冠状動脈性心臓病

32.13 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は、次のように述べている。

「アベンゴウェ博士の説明では、ナイジェリアには心臓病研究施設が存在せず、冠状動脈疾患への対応能力は極めて限られている。大学病院では心電図 (ECG) は使えるものの、心臓バイパス手術その他の冠状動脈の外科的処置に利用可能な設備は全くない。また、冠状動脈疾患の患者用の集中治療室も存在しない。こうした処置を必要とする人は外国で行うことになる。具体的にはガーナ又はイスラエルに行くのが最も一般的である」 [15] (p63-64)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

結核

32.14 ランドインフォの 2006 年 FFM ナイジェリア報告書は、次のように述べている。

「アベンゴウェ教授 [アブジャ診療所] は、ナイジェリアでは結核の効果的な治療を行えるが、結核と診断された患者の状況によると言っている。多くの人が診断を受けることもなく結核に罹っており、その結果、健康を害し、病気の蔓延の原因を作っている。結核は、ナイジェリアの HIV/AIDS 感染者にとって最も脅威となる感染症の 1 つであるという」 [40b] (p25)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

鎌状赤血球貧血

32.15 ランドインフォの 2006 年 FFM ナイジェリア報告書は、次のように述べている。

「鎌状赤血球貧血は、特にナイジェリアを含む西及び中央アフリカでよく見られる遺伝性疾患である。アベンゴウェ教授 [アブジャ診療所] は、都市部の公衆衛生施設であれば治療に必要な手段は概ね揃っているという。農村部での状況は多少厳しくなるが、こちらでも水準は改善されつつあるという」 [40b] (p25)

32.16 在アブジャ英国高等弁務官室がある医師から入手した 2006 年 1 月付けの情報でも、鎌状赤血球貧血患者の治療をナイジェリア国内で行えることが確認されている。ただし、この医療を自由に受けられる人間は限られている。鎌状赤血球貧血患者に医療を施す訓練を受けた医師と看護師もいるが、数は不足している。 [2c]

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

マラリア

- 32.17 2006 年 9 月 14 日付けの『デイリー・チャンピオン』紙（ナイジェリアの新聞）は、次のように報じている。

「世界保健機構 (WHO) が公表した 2006 年世界マラリア報告書によれば、アフリカでのマラリアによる死亡者数は毎年 300 万人を下ることはなく、ナイジェリアでは 30 万人以上が死亡している。同報告書は、‘ 現在、マラリアはアフリカでどの疾患（HIV/AIDS も含む）よりも多くの人命、特に児童の命を奪っている深刻な感染症である ’ と述べている」

「上記 WHO 報告書と連携する形で、非政府組織のナイジェリア・コミュニケーション・プログラム・センター (CCPN) はラゴスでこの週末に医療関係報道陣に対して、ナイジェリア国内の高いマラリア罹患率に歯止めをかけ減少させることは『ロール・バック・マラリア』（マラリア撲滅運動）プロジェクトの主要目標であるが、資金不足により同プロジェクトの推進が停滞していると訴えた」

「CCPN の理事長 / プロジェクト・ディレクターであるアフォロビ・バムグボイエ博士は、妊婦と児童は免疫システムが比較的弱いためマラリアに冒される危険性が最も高いと指摘している」

「博士の説明では、マラリアの第一選択治療薬として WHO が推奨しているアルレミン併用療法 (ACTs) の採用によってナイジェリアのマラリア罹患率低減に大きな効果を上げることが期待できるという」

「...さらに、この席上でスピーチを行った全国マラリア計画コーディネーターのティティロペ・ソフォラ博士(女史) は、連邦政府はこれまで 250 万回分の投与量の ACTs を妊婦と 5 歳以下の児童に無償で配布したと語っている」

「ソフォラ女史はまた、より多くの ACTs のバッチ（治療薬コアルテン）を未配布の州にも配布していく予定であるとも付け加えた。さらに、政府は 2010 年までにナイジェリアをマラリアの苦しみから解放することを目指して継続的な取り組みを行っていくことを保証した」 [25c]

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

精神衛生

- 32.18 精神疾患を患っている人のための精神医療設備に関して、ノルウェーの 2004 年 FFM ナイジェリア報告書では次のように述べている。

「ナイジェリア赤十字社の発表では、同国のすべての州にそれぞれ少なくとも精神病院が 1 件はあるとはいっても、精神科医療に関して連邦政府が国家としての政策を持っているとはいえないとしている。民間のサービスも多少はあるが、それらはいずれも費用が高く、また心理療法は存在しないも同然である。さらに問題なのは、精神病患者が障害者用施設に連れて来られた時点で病状が非常に進

行している場合がほとんどであり、したがって治療が極めて困難であることだという。赤十字社は、精神病患者の治療では患者の品位を侵害することが珍しくないと述べている」 [37] (p17)

32.19 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は、次のように述べている。

「アベンゴウェ博士の説明によれば、ナイジェリア国内には総合的にメンタル・ヘルス・ケアに対応できる精神科研究施設は 4 ヶ所あるという。心的外傷後ストレス障害 (PTSD) に悩んでいる人は通常あまり医学的支援を求めないことが多い。これは、PTSD に罹った人は社会的に不名誉の烙印を押されに加えて、治療を必要とする病気とは認識されていないためでもある。そのため、ナイジェリアのこの地域ではそれに対応する施設や専門家も存在していない」 [15] (p63)

32.20 世界保健機構 (WHO) の 2005 年精神衛生アトラスのナイジェリアの項には、ナイジェリアは精神衛生政策を有し、また全国的な精神衛生プログラムも実施していると書かれている。精神衛生アトラスでは、「向精神薬も入手可能であり、価格も比較的手頃である」が、「最近の製剤については入手不能かさもなければ非常に高価である」と記述されている。抗精神病剤の「リスペリドン (2mg) の 1 カ月分の費用は、公務員の最低賃金よりも高い」と記されている。 [32]

32.21 ランドインフォの 2006 年 FFM ナイジェリア報告書は、次のように述べている。

「アンブローズ・アウグ博士 (アブジャ診療所) によれば、精神障害者を取り囲む状況は悪いという。国内で利用できる手段は限られており、適切な経歴を有した専門医もほとんどいない。機能している精神病院は 5 件しかなく、そこに自分の親戚を入院させてもらおうと全国から人が押し寄せている。アベンゴウェ教授は、こうした状況によって病院は過密状態となっており、職員も過重労働を強いられ効率も悪化していると強調している」 [40b] (26)

32.22 WHO の 2005 年精神衛生アトラスでは、さらに次の説明を加えている。

「メンタル・ヘルス・ケアは一次医療制度の一部となっている。重度精神障害の実際の治療は一次レベルで利用可能である。ただし、一次医療を実施のための訓練を受けたスタッフと機材を揃えている医療センターはほとんどない。精神医療の分野では一次医療専門医の定期的な養成が行われている。医療介護福祉士を含む一次医療専門家を養成する医療技術者学校が各州に 1 校ずつ設置されている」

「精神障害患者のためのコミュニティ・ケア施設も存在する。コミュニティ・ケアが行われているのは数州しかない。ケア提供者は、民間開業医、NGO、特に信仰団体が所有する医療組織及び伝統的治療師などである」

「...国内の一次医療レベルで概ね入手可能な治療薬には以下のようなものがある。カルバマゼピン、フェノバルビタール、フェニトインナトリウム、アミトリプチリン、クロルプロマジン、ジアゼパム、フルフェナジン、ハロペリドール、ピペリデン。ベンゼキソール (5mg) も入手可能である」 [32]

目次へ戻る
資料リストへ

移動の自由

- 33.01 国内旅行の権利、国外旅行の権利及びナイジェリアへの帰国の権利について、米
国国務省 2005 年報告書は次のように述べている。

「法律ではこれらの権利が規定されている。これらの権利を政府は概ね尊重して
いるが、警察は民族的・宗教的武力衝突が発生した地域で外出禁止令を出してし
ばしば移動の自由を制限している」

「法執行機関は、違法行為者の搜索目的で、あるいは紛争地から別の地域へ移動
する人間が移動先で報復行為を企てる恐れがあるために人々の移動を防ぐ目的で
バリケードや検問所を設けている。民族間衝突の騒乱から逃れる大人数の集団的
移動を政府職員が制限したという報告はない。治安及び法執行に従事する職員が
バリケードや検問所において過度の武力行使あるいは恐喝や暴行に及ぶケースも
相変わらず見られる」

「法律では市民の追放を禁じており、政府も強制追放は行っていない。前大統領
アバチャ政権の国家治安担当補佐官を務めたイスマイラ・グワルゾについては、
同年末時点で、カノ州の生まれ故郷からの移動を禁じられた状態が続いている」
[3a] (Section 2d)

- 33.02 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書では、次のように述べられている。

「ナイジェリア出入国管理局 (NIS) 局長代行兼 移民部長のムサ・バラヤは、国境
警備、特に北部地域の国境沿いでの国境警備は深刻な問題となっていることを認
めている。正式の国境通過点はいくつかあるものの、実際には誰でもどこからで
も国境を簡単に越えることができる。西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の
協定によって隣国同士間での自由な往来は認められているが、それでも正式の旅
行書類の携行は義務付けられている。不法越境の問題に取り組むためにNISでは
陸上の移動パトロール隊及び空からのパトロールも開始している。また、隣接国
の対応機関との間でも密接な協力関係を築くなどの取り組むを行っており、こ
うしたイニシアティブが効果をあげている」 [15] (p65)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

出国 / 再入国手続き

- 34.01 カナダの移民難民局 (IRB) 調査部は、2005 年 8 月 16 日付けの出身国情報調査回
答書の中で、ナイジェリア国籍者の出国及び再入国手続き、ならびにナイジェリ
ア国内での外国籍国民の最長滞在期間及び就労条件について触れている。この調
査回答書によれば、在オッタワのナイジェリア高等弁務官室の公使と駐ラゴス
UNHCR事務所は共に、ナイジェリアを出国又は同国への再入国を希望するナイ
ジェリア国民に対する出国及び再入国の規定は存在していないと言っているとい
う。ナイジェリア国民は自由に何回でもナイジェリアを出国及び再入国するこ
とができる。ただし、ナイジェリア当局によって指名手配されているナイジェリ
ア国民がナイジェリアに帰国した場合には逮捕又は拘留されるという。 [38b]

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

亡命希望が叶わず帰国した亡命希望者に対する処置

- 35.01 亡命希望が叶わずに帰国した亡命希望者がナイジェリア当局によってどのような処置を受けるかについて、英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は次のように述べている。

「ンダグバ [NAPTIP] は、ナイジェリアでは国を去ることを違法とする法律は存在しないため、外国で亡命申請を行ったナイジェリア人の亡命希望者が帰国して迫害や処罰にあったという例はないと言っている」

「ユスフ [デイリー・トラスト紙] も、民主的に選ばれた政権になってからは、亡命希望が叶わなかった者が帰国して、亡命申請を行ったという理由だけで逮捕又は拘留された事例はないことを確認している」

「これについてはバラヤ [NIS] も確認しているが、彼は、例えば政府から迫害を受けたなどと主張してナイジェリアの評判を損なったと思われる者は‘好ましからざる’人物とみなされるという。厳密に言えばそうした人物は‘名誉毀損’で告発を受ける可能性もあるが、実際そのような告発が行われた例をバラヤ自身は承知していないという」 [15] (p65)

- 35.02 亡命申請に失敗して臨時又は暫定旅行文書を持ってナイジェリアに帰国する亡命希望者の処置について、英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は次のように述べている。

「駐アブジャ BHC ビザ部門のニック・ニューマンの説明では、英国の臨時又は暫定旅行文書で帰国する亡命申請に失敗した亡命希望者は、ナイジェリア到着時に当人が英国に滞在していた理由及び英国から強制送還された理由を確認するための尋問を受けるといふ。この面談は通常 15 - 20 分程度のものであるという。ニューマンは、亡命申請に失敗した亡命希望者が帰国して拘留されたり、虐待その他の問題に遭遇したという例は承知しておらず、聞いたこともないという。強制送還された者は後日通常の方法で完全なナイジェリア旅券を申請すれば問題なく旅券発給を受けられ、それで再び海外へ旅行することができるという。ただし、ナイジェリア当局から指名手配されている者（特に麻薬の密輸などで）は帰国時に逮捕され、該当罪状で警察による告発を受ける可能性はあるという」

「本調査団は、亡命申請に失敗した亡命希望者 2 名から直接話を聞くことができた。2 人は英国に戻るためのビザ申請に関連して別々に BHC を訪れたところであった。最初の申請者は、英国当局は発行した身分証明書を携帯してナイジェリアに帰国している。この亡命申請者の話では、帰国時に出入国管理当局の尋問を受け、彼の身元が確認されるまで 2 - 3 時間待たされたと言っている。SSS その他からの尋問は受けなかったという。身元が確認されるとすぐにナイジェリアへの入国が許可された。帰国後もトラブルや面倒な問題にも遭っておらず、通常の手続きで再び代わりの旅券を無事取得している」

「2 番目の亡命申請者は、駐ロンドンのナイジェリア高等弁務官室が発行した臨時旅行文書でナイジェリアに帰国している。この亡命申請者は、ラゴスのムラタラ・モハメッド国際空港の入国審査でも尋問されず、帰国後どの政府機関にも問題にされることはなかったと言っている。彼も通常の手続きで再び正式の旅券を取得している」 [15] (p66)

目次へ戻る

国内避難民 (IDPs)

- 36.01 2005 年 2 月 1 日に発表されたグローバル IDP プロジェクトの『ナイジェリアの国内避難民：隠された危機』は、次のように述べている。

「民族 / 宗教対立はナイジェリアの風土の一部となっており、1999 年に軍政が終結して以来少なくとも 1 万人が殺され、推定では 80 万人の国内避難民が生み出されている。昨年は憂慮すべきほどに暴力事件が多発し、一般市民に大きな影響を与えている。プラトー州中部の主としてイスラム教徒放牧民とキリスト教徒農民の間で激しくなる一方の武力衝突が 1 年間続いた後に残されたのは、おそらく 1000 人を超えと思われる死者と一時的な避難を余儀なくされた 25 万 8000 人の住民であった。避難民の多くは今でも恐怖のために故郷に戻ることを拒否している。6 ヶ月間の非常事態宣言—2004 年 5 月にイスラム教徒とキリスト教徒の間の「ほとんど相互大量虐殺」の様相を呈した殺し合いを食い止めるためにオルセグン・オバサンジョ大統領がプラトー州に発動した—は 11 月 [2004 年] に解除されたが、以前こうした衝突に端を発した報復合戦が北部の都市カノなどはじめとする他地域にも広がったことがあり、多くの人は、今回の対立が報復合戦の再来を招くのではないかと危惧している」 [13] (p4)

「およそ 3000 人の IDPs が未だに隣接州のバウチ州とナッサラワ州の難民キャンプに残っており、またそれ以上の数の住民があちこちのコミュニティの厚意で匿ってもらっている。国内避難民の組織的な登録や被害統計の検証が行われていないため、被害者データを把握するのは極端に困難である。ナイジェリア政府も被害状況の数字が「著しく誤解を招く」ようなものが多いと認めている。2004 年のプラトー州の騒動で生じた国内避難民の数は 40,000 人とも 258,000 人とも言われている。避難民の中には避難先のコミュニティに住み着いた人もいれば、他の州に住む親戚のところに身を寄せた人もいる。また、一部は、特にバウチ州で、正式に再定住しようとしている人たちもいる。残されたわずかの物を頼りに生活を立て直そうと元の住居に戻った人もいるが、ほとんどは再建の資金を持っていない。故郷に戻る上での最大の障害は住まいがないことである」 [13] (p4)

「プラトー州からの IDPs が日々必要とする人道援助（主に医療、住まい、食糧、水 / 公衆衛生）は、その方法は場当たりのでまともがないにしても、様々な人道支援の利害関係者たちの努力によって量的には十分なものが支給されている。しかし、ナイジェリアで以前に国内非難が起きた時と同様に、IDPs の長期的なニーズに対してはまったくと言っていいほど注意が払われていない。プラトー州イェルワ地区での直近の騒動が 2004 年 5 月に鎮静化した後は、人道的援助は事実上打ち切られている。現在、現地に残っている援助機関は、必要最小限の保険サービスと精神的な外傷のカウンセリングを行っている国境なき医師団だけである。多くの避難民が親戚が手足を切断されたり殺されるのを目撃しており、また、何百人もの主に成人女性と少女が誘拐されている。十分な証拠で立証されているわけではないが、中には強姦された人もいる。多くの避難民が心的外傷後ストレス症候群に苦しんでいるのが一目でわかる」 [13] (p4)

「...ナイジェリアの IDPs のための急務は、帰宅と元の生活への復帰のための援助である。これには単に住居、公共建築、インフラの物理的な修繕だけでなく、特に草の根レベルでの平和と和解のイニシアティブに対する支援も含める必要がある...ナイジェリア政府は緊急事態に対応する財政的能力は有しているかもしれない

いが、国内避難民の深刻な状況に効果的に対処するために必要な制度面や専門知識は欠いている」 [13] (p4-5)

36.02 ノルウェーの 2004 年 FFM ナイジェリア報告書は、次のように述べている。

「ICRCでは、国内避難民は避難先のコミュニティにかなり短時間で溶け込んでいるか、さもなければ避難先しばらく過ごしてから非難前の居住地区に戻っていると言っている。非公式ネットワークと結束のおかげで、しばらくするとほぼ正常な状態に近い生活に戻っているという」 [37] (p19)

「UNHCR代表部の話では、ナイジェリアの国家難民委員会は近隣諸国からの難民だけでなく国内避難民に対する責任も与えられている。また、現在ナイジェリアはIDPsに関する国策の立案に取り掛かっている」 [37] (p19-20)

「ナイジェリア赤十字社は、紛争事態から逃れる一般的な戦略として国内避難があると指摘している。住まいと援助を必要とする人の数が特定の地元コミュニティで吸収しきれないほど多い場合、州又は連邦当局、地元NGOs、信仰団体の信徒団、慈善団体などが援助を試みる。その場合、学校などの公共の建物を臨時の収容施設に転用すること考えられる」 [37] (p20)

「現地のUNHCR 代表部では、これまで近隣諸国のUNHCRに登録したナイジェリア人の数は非常に少なく、2000 年以來のナイジェリア中部地帯での暴動後にタラバ州から国境を越えてカメルーンに逃れた 12000 人ほどのティブ族が登録しているのは例外的なケースであるという。現在、これらの難民のナイジェリアへの送還計画が進んでいる」 [37] (p20)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

外国からの難民

- 37.01 ナイジェリアは難民を受け入れており、UNHCR その他人権組織と協力して難民を援助している。これについて米国国務省 2005 年報告書は、以下のように述べている

「法律では、1951 年の難民の地位に関する国連条約及び 1967 年同条約議定書にしたがって難民に避難場所と難民認定を与えることが規定されており、政府も難民に保護を提供する制度を設けている。政府は、リファウルメント（本国送還されると迫害に遭う危険性のある国への送還）に対して難民を保護し難民認定と避難場所を与えているが、赤道ギニア人を 3 名追放したことがあり、この 3 人はその後本国で投獄されている。政府は、連邦委員会である国家難民委員会 (NCR) 及び緊急事態管理庁を通じて、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) その他の人権組織と連携しながら難民及び亡命希望者を援助している。難民認定、亡命、再定住の資格付与ならびに難民及び再定住申請の審査の統括は資格委員会（UNHCR がオブザーバーとして参加している）が行っている。同年中の亡命事例 1,476 件のうち、803 件が亡命を認められて難民認定を受けており、512 件が審理中、161 件が拒否されている」

「ナイジェリア国内には 8,737 名の認定難民がいると推定される。同年 [2005 年] には 239 人の難民が自発的に本国へ帰国している。残りの難民の出身国は、シエラ・レオーネ、リベリア、チャド、ルワンダ、スーダン、カメルーン、コートジボアール及びコンゴ共和国などである」 [3a] (Section 2d)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

市民権と国籍

- 38.01 1999 年憲法第 3 章は、ナイジェリア市民権のための必要条件を規定している。市民権は、出生、出自、登録及び帰化によって取得することができる。ナイジェリア市民権の自発的及び非自発的放棄に関する法的規定も存在する。二重国籍は、出自的にナイジェリア市民権を有する者が出自的理由によって別の国の市民権を取得している場合に限って認められている。 [6]
- 38.02 憲法では、以下の条件を満たせば、誰でもナイジェリア市民権を取得できるとしている。
- － 1960 年 10 月 1 日以前に誕生した者で、その両親の 1 人若しくは祖父母の 1 人がナイジェリアで誕生し、かつナイジェリアの在来共同体に所属している若しくは所属していた者、
 - － 1960 年 10 月 1 日より後に誕生した者で、その両親の 1 人若しくは祖父母の 1 人がナイジェリア市民である者、
 - － ナイジェリア国外で誕生した者で、両親の 1 人がナイジェリア市民である者 [6]
- 38.03 憲法では、以下の条件を満たせば、登録により誰でもナイジェリア市民権を取得できるとしている。
- － 良い人格の者であること
 - － ナイジェリア国内に定住を希望する明確な意思を表示していること
 - － 憲法で定める中世の誓いを行っていること
- 以上の規定は、ナイジェリア市民と結婚している若しくは結婚していた女性ならびにナイジェリア国外で生まれた成年（18 歳以上）及び成人能力を有する者で祖父母のいずれかがナイジェリア市民である者すべてにも適用される。 [6]
- 38.04 憲法では、以下の条件を満たせば、帰化により誰でもナイジェリア市民権を取得できるとしている。
- － 成年に達していること（18 歳以上）
 - － ナイジェリア国内に少なくとも 15 年間居住し、かつ今後もナイジェリア国内に留まることを予定している者
 - － 良い人格の者であること
 - － ナイジェリアの文化と慣習を熟知し、独立の生計を営む能力を有する者
 - － 従来から保有していた市民権を放棄し、かつ憲法で定める忠誠の誓いを行っている者 [6]

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

雇用に関する諸権利

39.01 米国国務省 2005 年報告書では、次のように述べている。

「すべての市民は自らの権益を守るためにいかなる労働組合若しくはその他の団体を結成若しくはそれらに所属する権利を有することが法律によって認められており、実際にも労働者がこの権利を行使しているが、結社の権利や労働組合に制限を加えるいくつかの法律によってこの労働者の権利が制限されている」

「軍隊に所属する者及び政府が極めて重要な従業員と指定した政府職員を除き、労働者は労働組合に加入することができる。極めて重要な従業員の中には、警察、税関、出入国管理、刑務所、造幣局及び中央銀行の政府職員が含まれる。特別に指定された輸出加工区 (EPZ) で働く従業員は、当該企業の事業開始から 10 年経過するまでは労働組合に加入することはできない。ナイジェリア政府が採用している「極めて重要な従業員」指定の適用範囲は、ILO の指定範囲に比べて広いものとなっている」

「...3 月 30 日 [2005 年] に成立した新労働組合（修正）法では、ナイジェリア労働会議 (NLC) の下で組織されていた、労働者に対する義務的な単一労働組合同盟の制度は廃止されている。現在は「中央労働組織」と呼ばれている労働組合総同盟は政府による正式な登録を義務付けられている。各労働同盟は 12 以上の労働組合で構成し、特定の同盟の労働組合員資格は排他的でなければならないと規定されている。労働組合を結成するために必要な最低従業員数は 50 名である。同法成立時以前に正式に認定されていたすべての労働組合及び同盟は、新法の下でもその地位を維持することが許されている。このような組合として政府が NLC の下で認定している組合は 29 あり、うち 18 組合が労働組合会議 (TUC) の傘下、8 組合が自由労働組合会議 (CFTU) の傘下にある」 [3a] (Section 6a)

39.02 労働者はストライキ権を有しているが、その権利には一定の制限が加えられており、これについて米国国務省 2005 年報告書は、次のように述べている。

「法律で「極めて重要」と定義されているカテゴリーに属さない労働者はストライキを行う権利を有している。ただし、ストライキを実施する場合には事前に通告することが義務付けられている。同年 [2005 年] 中は、労働者によるストライキ権の行使は控えめであり、その影響範囲も、個々の工場その他職場程度の広がりしか持たない極めて限られたものであった。3 月に成立した新労働法によれば、ストライキ権を行使できる対象としては、契約違反や賃金・労働条件などの事項に限定されており、国家の経済政策に関する事項をめぐるストライキは禁じられている。団体協約の下にある労働者は、所属する組合が法律が定める要件（強制的調停や紛争の政府への付託などの規定を含む）を満たしていない限りストライキに参加することはできない。労働者は、ストライキへの参加を他人に強要することならびにストライキによって空港の閉鎖若しくは公共の交通通行を妨害することを禁じられている。法に違反した者には厳しい罰金及び／若しくは禁固刑が科されることになっている。3 月の新法成立後も局所的な地域でストライキは発生しているものの、全国的なストライキの指令は出されていない。その代わりに、大人しい抗議デモを組織するという新たな戦略が導入されている」 [3a] (Section 6b)

目次へ戻る
資料リストへ

拡大家族その他地域社会の支援ネットワーク

40.01 ランドインフォの 2006 年実情調査団報告書は、次のように述べている。

「福祉制度が存在しないナイジェリアでは、人々は危急の場合や危機に際しては主に近親者や拡大家族を頼ることになる。昨今における家族の繋がりは昔に比べて拘束力が弱くなっていることを報じる情報源もいくつかあるとは言え、それ以外に頼るところがある人はほとんどいないのが一般的である。このように親族以外の支援ネットワークが限られている限り、人々は親族ネットワークの密接な繋がりを大切に守り、その助けを必要とする時のためにネットワークを危険にさらさないようにしている。そのため、大半のナイジェリア人出稼ぎ労働者は、国内でも国外でも、ナイジェリア国内の出身地の親戚と緊密な連絡を保っている。国内の出身地以外の場所に住んでいるナイジェリア人も、難局に遭遇した時に重要な意味を持つそうした親族との繋がりを維持するために、彼らの拡大家族がいる村へ定期的に里帰りをするのである」 [40b] (p9)

「とは言え、肉親や拡大家族に頼る以外にも選択肢は存在する。拡大家族を補完する若しくは（場合によっては）拡大家族の代わりとなるようなその他の支援ネットワーク作りを試みているナイジェリア人も多い。そうした支援ネットワークの例としては、信徒団体、宗教団体、年齢団体、政治団体、慈善団体、秘密結社ならびに職能組合などがある。こうした団体の多くでは、ヨーロッパ的な規準からみればかなり異様と思える方法でメンバーを援助することが期待されている。例えば、政治団体の末端メンバーにとって、子供の病院費用などの経済的援助を受けるために組織の地元指導者に支援を訴えるのはそれほど異常なことではないのである」 [40b] (p9)

「こうした支援ネットワークは特定の民族集団に限定されているとも考えられるが、必ずしもそうとは言い切れない」 [40b] (p9)

「ナイジェリアでは、特に、他の人間を自分の陣営のほうに動員しようとする政治的な対立の状況において、信仰している宗教が物議をかもし問題となることがよくある。しかし、普通のナイジェリア人にとっては信徒団体が単に信仰レベルだけでなく、衣食住の面でも支援を期待できる源泉になっている可能性があることは、ナイジェリアに関する報告書でもほとんど触れられていない論点である。信徒団体は、危急の時に頼りにできるネットワークであり援助の提供元でもあるのである」 [40b] (p9)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

付属文書 A: 主要事件年表

年	出来事
1914	英国保護領の北部及び南部ナイジェリアが合併されて単一領土となる。 [1]
1922	従来ドイツの植民地であったカメルンの一部が国際連盟の負託によりナイジェリアに付加される。 [8e]
1947	英国が 3 つの地域を基盤とする連邦政府制度を定めた新しいナイジェリア憲法を導入する。 [1]
1954	ナイジェリア連邦が自治国家となる。 [1]
1960	10 月: 10 月 1 日、ナイジェリアが独立国となる。アブバカル・タファワ・バレワ卿が連立政府を率いてナイジェリア初代首相に就任。 [8e][17a]
1963	10 月 1 日、改正憲法を採択し、国名をナイジェリア連邦共和国と改称するが、英連邦の一員としてとどまる。
1964	12 月、独立後初めての下院の国政選挙が行われる。 [1]
1966	1 月: クーデターでバレワが殺害される。ジョンソン・アギイイ-イロンシ少将が軍事政権を率いる。 [1] 7 月: 反クーデターでアギイイ-イロンシが殺害され、代わってヤクブ・ゴウォン中佐が政権に就く。 [1]
1967	5 月: ゴウォンが北部 6 州、南部 6 州から成る 12 州制を制定する。 [17a] 7 月: 東部 3 州がビアフラ共和国として連邦を離脱する。これをきっかけとしてビアフラ戦争と呼ばれる内戦が始まる。 [8e][17a]
1970	1 月: ビアフラの指導者たちが投降する。従来のビアフラ地域がナイジェリアに再統合される。 [8e][17a]
1975	政権転覆によりゴウォンは英国に逃れる。代わってムルタラ・ラマツ・モハンメッド准将が政権に就き、連邦首都のアブジャへの移転計画に着手する。 [8e]
1976	クーデターの企てでモハンメッドが暗殺される。代わって政権に就いた国軍参謀総長オルセグン・オバサンジョ中將がアメリカ型の大統領制憲法の導入を進める。 [8e]
1979	選挙によりアルハッジ・シェフ・シャガリが政権に就く。 [8e]
1983	8 月 - 9 月: 地方選挙、州選挙及び連邦選挙が行われる。シャガリが大統領選挙に勝利し、大統領任期 2 期目に入る。 [1] 12 月: 無血クーデターによりムハンマッド・ブハリ少将が政権を掌握する。政府に代わって最高軍事評議会が統治にあたる。連邦議会は解散され、政党も非合法化される。 [1]

- 1985** **8 月:** 無血軍事クーデターによりイブラヒム・ババンギダが政権を掌握し、政治活動を抑圧する。 [8e]
- 1989** **5 月:** 新憲法が発布される。ババンギダが政党の禁止を解除すると発表する。 [1]
- 1990** **4 月:** ギデオン・オルカル少佐によるクーデターの企てが鎮圧される。後に国軍メンバー160 名が逮捕される。 [1]
7 月: 逮捕された国軍メンバーが軍事法廷により反逆罪で有罪判決受け、その後、オルカルを含む 69 名が処刑される。 [1]
- 1991** **12 月:** 連邦政府の所在地が正式にラゴスからアブジャに移転される。州知事及び州議会選挙が行われる。 [1]
- 1992** **7 月:** 連邦議会選挙が行われる。 [1]
12 月: 連邦議会が正式に召集される。 [1]
- 1993** **6 月:** 軍事政権が大統領選挙の無効を宣言する。中間集計の結果は明らかにモシュッド・アビオラ首長の勝利を示していた。 [1]
11 月: アーネスト・ショネカンが国家元首を辞任し、政権がサニ・アバチャ大將に移譲される。 [1]
- 1994** モシュッド・アビオラ首長が自らを大統領であると宣言し、逮捕される。 [8e]
- 1995** **3 月:** クーデターを企てた嫌疑によりオルセグン・オバサンジョその他が投獄される。 [17a]
11 月: 作家でオゴニ族の故郷を傷つける石油産業に反対する活動家でもあるケン・サロ・ウィワと 8 名のオゴニ民族生存運動 (MOSOP) 活動家が裁判の後に処刑される。これに抗議して欧州連合は 1998 年まで制裁措置を課し、英国も英連邦加盟国の資格を 1998 年まで停止する。 [8e][17a]
- 1998** アバチャが死亡し、アブドゥルサラミ・アブバカル少將が政権を引き継ぐ。 [8e]
- 1999** **2 月:** 全国議会選挙が 2 月 20 日に行われる。これらの選挙でPDPは下院 360 議席のうち 215 議席、上院 109 議席のうち 66 議席をそれぞれ獲得する。大統領選挙も 2 月 27 日に行われ、オルセグン・オバサンジョが勝利する。 [1]
5 月: 5 月 29 日、オバサンジョが正式にナイジェリア大統領に就任する。5 月 5 日には新憲法が正式に発布され、同月 29 日に施行される。 [1]
- 2000** キリスト教徒の反対にもかかわらずシャリア法が北部数州にて採択される。この問題をめぐる対立からキリスト教徒とイスラム教徒の間で武力衝突が起き数百人の死者が出る。 [8e]
- 2001** **10 月:** オバサンジョ大統領、南ア大統領タボ・ムベキ及びアルジェリア大統領ボウテフリカが、開発を促進し、開かれた政府を後押し、戦争を終結させ代わりに援助・外国投資・貿易障壁の撤廃を進めることを目的として「アフリカ開発のための新しいパートナーシップ」を立ち上げる。 [8e]

- 2002** 2月: イスラム教徒が住民の大半を占める北部ハウサ族とキリスト教徒が主体の南西部ヨルバ族の間の衝突がラゴスで起き、およそ 100 人の死者を出す。[8e]
3月: 姦通で有罪を宣告されていた女性に対する死刑判決が控訴裁判所によって覆される。この女性は北部のイスラム法廷によって石打ちによる処刑を宣告されていた。[8e]
10月: 国際司法裁判所は、係争中であったバカッシ半島をカメルーンに帰属するとした裁定を下す。[8e]
11月: 12月にカドゥナで開催予定のミス・ワールド美人コンテストをめぐる論争に憤慨したイスラム教徒がかき立てた 4 日間にわたる暴動で 200 人以上が死亡する結果を招く。コンテストの開催地は英国に移される。[8e]
- 2003** 4月 12 日: 1999 年の軍政終結以後初の議会選挙。遅延と票操作の申立てが目立つ選挙となる。オバサンジョ大統領の人民民主党が議会の議席の過半数を獲得する。[1]
4月 19 日: 軍政終結以後初の文民政権による大統領選挙。オルセグン・オバサンジョが 60 パーセントの票を獲得して任期 2 期目の大統領に就任する。野党は選挙結果を受け入れず。[1]
9月: 姦通の容疑で石打ちによる死刑を宣告されていた女性、アミナ・ラワルに対し、北部州カツシーナのイスラム控訴法廷は無罪判決を言い渡す。[1]
- 2004** 4月: クーデターの企てが発覚。オルセグン・オバサンジョ大統領の政府は、政権奪取の陰謀が発覚したため 20 名の軍将校を逮捕したと発表。首謀者はハマ・アルムスタファ少佐であったとされる。[1]
5月: プラトー州のキリスト教徒とイスラム教徒の間で地域武力衝突が発生する。オバサンジョ大統領は同州に非常事態宣言を発動する。州知事権限が停止される。[9]
10月: ハマ・アルムスタファ少佐他 3 名の軍将校が 2004 年 3 月に起きたとされるクーデター未遂事件に関連して告発される。[1]
11月: プラトー州の非常事態宣言が解除される。権限停止を受けていた州知事も復権を果たす。[1]
- 2005** 2月: オバサンジョ大統領は全国政治会議をアブジャで開催し、憲法改正について議論する。[8f]
7月: アブジャで開催されていた全国政治会議が閉会する。[8c]
- 2006** 2月: 預言者ムハメッドを描いた漫画の出版に端を発したキリスト教徒とイスラム教徒の間の激しい武力衝突が全国各地で勃発する。[41]
5月: 2007 年の 3 期目の大統領選に立つことを可能にするはずであった憲法改正案を上院が否決する。[8e][8i]
8月: 2002 年の国際司法裁判所の裁定にしたがって、係争中であったバカッシ半島をカメルーンに引き渡す。[8e]

目次へ戻る
資料リストへ

付属文書B: 政治団体

(本リストでは政党名を中心に挙げたが、政治的方針を掲げる団体やその性格が政治的な組織も含んでいる)

アビア民主連合 [Abia Democratic Alliance] [1]

本部はウムアヒア。2001 年結成。人民民主党と関連あり。

アフリカ復興党 [African Renaissance Party (ARP)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。

全ナイジェリア人民党 [All Nigeria's People's Party (ANPP)] [1][18]

登録政党。党首はアルハッジ・ユスフ・ガルバ、党幹事長はジョージ・モグハル。ANPP はアバチャ政権での文民統治再導入プログラムに参加していたいくつかの集団によって 1998 年に設立された。

全人民解放党 [All People's Liberation Party (APLP)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席はアルハッジ・ウマール・モハメッド。

全進歩派同盟 [All Progressive Grand Alliance (APGA)] [1][18]

登録政党。本部はアブジャ。2002 年 6 月結成。指導者はチェックワス・オコリエ首長。

民主連合 [Alliance for Democracy (AD)] [1][18]

登録政党。本部はアブジャ。党首代行はビシ・アカンデ。結成は 1998 年末。AD は、1999 年 1 月と 2 月のナイジェリアでの選挙に参加するための登録を勝ち取った 3 党の中で最も過激な政党である。2003 年の選挙では、下院で 31 議席、上院で 6 議席を獲得している。

より良きナイジェリア進歩党 [Better Nigeria Progressive Party (BNPP)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席はアルハッジ・バシール・マイドゥグゥ。

ナイジェリア共産党 [Communist Party of Nigeria (CPN)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席はムサリ・ブカール・サニ。

第 4 次元 [Fourth Dimension] [1]

政治家と軍将校によって 2001 年に結成。議長はアウグスタス・アイクホム。

IBBビジョン 2003 [IBB Vision 2003] [1]

2002 年結成。元大統領イブラヒム・ババンギダを支持。議長はハミード・マカマ。

イジョウ青年会議 [Ijaw Youth Congress] [1]

1999 年結成。議長はフェリックス・トゥオドーロ。

正義党 [Justice Party (JP)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席はラルフ・オビオハ首長。

ナイジェリア自由民主党 [Liberal Democratic Party of Nigeria (LDPN)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席はフェリックス・モデベル。

ナイジェリア大衆運動 [Masses Movement of Nigeria (MMN)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。議長はイソラ・アデクンレ・オバサンジョ少佐 (退役)。

民主主義と正義のための運動 [Movement for Democracy and Justice (MDJ)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。議長はアルハッジ・カッリ・アル-ガザリ。

ビアフラ主権国家実現運動 [Movement for the Actualisation of the Sovereign State of Biafra (MASSOB)] [1]

1999 年結成。指導者はラルフ・ウワズリケ。

オゴニ民族生存運動 [Movement for the Survival of the Ogoni People (MOSOP)] [1]

オゴニ族の領域での石油生産に対する反対勢力を組織するために 1990 年結成。指導者はレダム・ミティ。

全国行動党 [National Action Party (NAP)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席はオラパデ・アゴロ博士。

全国良心党 [National Conscience Party (NCP)] [1][18]

登録政党。本部はアブジャ。党指導者はガニ・ファウェヒンミ首長。

全国民主党 [National Democratic Party] [1][18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席はアリユ・ハブ・ファリ。

ナショナル・フロンティア [National Frontier] [1]

元州知事及び軍将校らが 2001 年に結成。議長はエドウィン・ウメ・エゼオケ首長。

ナイジェリア全国大衆運動 [National Mass Movement of Nigeria (NMMN)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。議長はアルハッジ・ザンナ・ブカール・マンダラ。

全国改革党 [National Reformation Party (NRP)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席はアンソンニー・エナホロ首長。

全国連帯党 [National Solidarity Party] [1]

元軍将校らによって 2001 年に結成。党主席はサレー・ジャンボ。

新ナイジェリア人民党 [New Nigeria People's Party (NNPP)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席は B. O. アニエボナム博士。

ナイジェリア前進党 [Nigeria Advance Party (NAP)] [18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席は O. ブライスワイテ博士。

ナイジェリア人民会議 [Nigerian People's Congress] [18]

登録政党。本部はアブジャ。

オオドゥア人民会議 [O'odua People's Congress (OPC)] [1]

1994 年結成。2000 年 10 月に政府により活動禁止を命じられる。現在は 2 派閥に分派。一方はフレデリック・ファセフンが率い、他方はガニユ・アダムスが率いる。

社会民主主義党 [Party for Social Democracy] [18]

登録政党。本部はアブジャ。党主席は O.Z.エジオフォール同志。

人民民主党 [People's Democratic Party (PDP)] [1][18]

登録政党。本部はアブジャ。現大統領オバサンジョの政党。ナイジェリアに文民大統領制を確立しようとするサニ・アバチャの企てに異議を唱えて 1998 年初頭に立候補した 34 名の元政界長老が代表となっている広範囲の政治利益団体により 1998 年に結成。1999 年大統領選挙では PDP 候補者のオルセグン・オバサンジョが 62.8 パーセントの票を獲得して勝利し、2003 年大統領選においても大統領に再選された。同政党は、1999 年と 2003 年の議会選挙でも上下両院で実質的過半数の議席を獲得している。

人民委託党 [People's Mandate Party (PMP)] [18]

党主席はアーサー・ンワンクウォ博士。本部はアブジャ。

人民贖罪党 [People's Redemption Party (PSP)] [1][18]

登録政党。2002 年 12 月結成。本部はアブジャ。党指導者はアブドゥラ・バアラベ・ムサ。

人民救済党 [People's Salvation Party] [1]

2002 年 12 月結成。党主席はアルハッジ・ワダ・ナス。

進歩的解放党 [Progressive Liberation Party] [1]

2001 年結成。党指導者はエゼキエル・イズオグ。

民主的代案 [The Democratic Alternative (DA)] [18]

1994 年結成。議長はアバヨミ・フェッレイラ博士。本部はアブジャ。

緑の党 [The Green Party (GPN)] [18]

党主席はオリサ・アグバコバ。本部はアブジャ。

統一民主党 [United Democratic Party (UDP)] [18]

本部はアブジャ。

統一ナイジェリア開発フォーラム [United Nigeria Development Forum] [1]

元大統領サニ・アバチャ時代の元軍将校により 2001 年結成。議長はラワル・ジャアファル・イサ准将(退役)。

統一ナイジェリア人民党 [United Nigeria People's Party] [1]

2002 年結成。党指導者はサレー・ジャンボ。

[目次へ戻る](#)

[資料リストへ](#)

付属文書 C: 著名人物: 過去と現在

サニ・アバチャ大将 General Sani Abacha [1]

ババンギダ政権の陸軍参謀総長。1993 年 11 月 17 日に政権に就く。1998 年 6 月 8 日死亡。

アブドゥサラム・アブバカル大将 General Abdusalam Abubakar [1]

1998 年 6 月 9 日、サニ・アバチャの死後、国家元首となる。1999 年 5 月 29 日まで国家元首。

ジョンソン・アギイイ・イロンシ大将 General Johnson Aguiyi-Ironsi [1]

1966 年 1 月の軍事クーデター時の陸軍最高司令官。クーデター後に政権を掌握するが 1966 年 7 月反クーデターで殺害される。

アルハッジ・ドクボ・アサリ Alhaji Dokubo Asari [22]

アサリは、ニジェール・デルタ地帯を本拠とする民兵集団、ニジェール・デルタ人民義勇軍 (NDPVF) の指導者。

イブラヒム・ババンギダ大将 General Ibrahim Babangida [1]

1985 年軍事クーデター後に政府の首班となる。1985 年 8 月、ババンギダは政府首班の座を辞任。

アブバカル・タファワ・バレワ Abubakar Tafawa Balewa [1]

1960 年のナイジェリア独立時に連邦の初代首相兼外務大臣を務める。1966 年 1 月軍事クーデターで殺害される。

ムハンマドゥ・ブハリ准将 Major General Muhammadu Buhari [1]

1983 年 12 月、軍事クーデターにより政府首班の座に就くが、その後 1985 年に別のクーデターによって退陣させられる。2003 年 4 月大統領選の候補者（全ナイジェリア人民党）として第 2 位となる 32.19 パーセントの票を獲得する。

ヤクバ・ゴウォン大将 General Yakubu Gowon [1]

1966 年 7 月にクーデターにより政権を掌握した時は陸軍参謀総長。1976 年に政府を去る。

オルセグン・オバサンジョ Olusegun Obasanjo [1] [8d]

オルセグン・オバサンジョはナイジェリアの現大統領。ナイジェリア南西部の Yoruba 族出身。1958 年に陸軍に入隊。最初に名を知られるようになったのは、1967 年から 1970 年まで続いた内戦を終結させるため 1970 年に Biafra 軍の投降受入れを指揮する将校としてである。オバサンジョが最初に国家指導者となったのは、ムラタラ・モハンメッド准将暗殺後の 1976 年である。1979 年には、文民支配への移行を成し遂げたアフリカ初の近代的軍指導者とし名声を得る。その後、政治から身を引き故郷へ戻る。1995 年、当時の国家指導者サニ・アバチャに対するクーデターを企てた嫌疑で投獄されるが、1998 年新たに国家指導者となったアブバカル大将によって釈放される。[8d] 1999 年大統領選挙の候補者となり、これに勝利して 1999 年 5 月 29 日大統領に就任する。2003 年大統領選でも再選を果たす。[1]

オジュクウ・チュクウエメカ・オドゥメグウ Ojukwu Chukwuemeka Odumegwu [1]

2003 年大統領選の候補者(全進歩派同盟) として第 3 位となる 3.29 パーセントの票を獲得する。

アダムス・オシオムホール Adams Oshiomhole [3a]

ナイジェリア労働会議 (NLC) の議長。

アルハッジ・シェフ・シャガリ Alhaji Shehu Shagari [1]

民主選挙を経て 1979 年 10 月、ナイジェリア第 2 共和制の大統領に就任する。1983 年、ムハンマド・ブハリ准将率いる軍事クーデターにより退陣させられる。

アテケ・トム Ateke Tom [22f]

ニジェール・デルタ地帯に本拠を置く武装民兵組織、ニジェール・デルタ自警団 (NDV) の指導者。

ケン・サロ・ウィワ Ken Saro-Wiwa [1]

オゴニ民族生存運動 (MOSOP) のかつての指導者。1994 年 5 月、オゴニ首長 4 名の殺害に関連して逮捕される。1995 年 11 月、MOSOP メンバー 8 名とともに処刑される。

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

付属文書 D: 略語一覧表

本一覧表は、ナイジェリア COI 報告書で使われた略語の一部を示したものであるが、政党及び政治組織の略語は除外した。政党及び政治組織の略語については、付属文書 B（政治団体）を参照のこと。

ACCORD	オーストリア出身国情報及び亡命調査文書センター
AI	アムネスティ・インターナショナル
BHC	英国高等弁務官室 (在アブジャ)
CBN	ナイジェリア中央銀行
CLEEN	法執行教育センター
COI	出身国情報
EIU	エコノミスト調査部
FCO	外務省 (英国政府機関)
FFM	実情調査団
FGM	女性性器割礼
HIV/AIDS	ヒト免疫不全ウイルス / 後天性免疫不全症候群
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ICRC	赤十字国際委員会
IDP	国内避難民
IGP	警察長官
ILO	国際労働機関
INEC	独立選挙管理委員会
LEDAP	法的擁護支援プロジェクト
MEND	ニジェール・デルタ解放運動
NAPTIP	ナイジェリア国家人身売買防止局
NDLEA	ナイジェリア国家麻薬取締局
NDPVF	ニジェール・デルタ人民義勇軍
NDV	ニジェール・デルタ自警団
NGO	非政府組織
NHRC	国家人権委員会
NIS	ナイジェリア入国管理局
NLC	ナイジェリア労働会議
NPF	ナイジェリア国家警察
NPS	ナイジェリア刑務局
PRAWA	受刑者更生福祉アクション
SSS	ナイジェリア国家保安庁
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UN	国際連合
UNHCHR	国連人権高等弁務官事務所
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金（ユニセフ）
UNODC	国連薬物犯罪事務所
USSD	米国国務省
WACOL	ウィメンズ・エイド・コレクティブ
WHO	世界保健機構
WOTCLEF	女性人身売買・児童労働根絶財団

[目次へ戻る](#)

付属文書 E: 引用文献出典

外部ウェブサイトの内容については、内務省はその責任を一切負わないものとする。

- [1] ユーロパ・ワールド Europa World
2006 年日付のナイジェリア国情の項
www.europaworld.com
アクセス日 2006 年 8 月 24 日
- [2] 英国外務省 United Kingdom Foreign and Commonwealth Office (FCO)
a 警察及び州による保護の問題に関する現地情報源からの 2005 年情報。駐ナイジェリア（アブジャ）英国高等弁務官室が取得。
b 軍務及び軍隊脱走に対する懲罰に関する現地情報源からの 2006 年情報。駐ナイジェリア（アブジャ）英国高等弁務官室が取得。
c ナイジェリアにおける鎌状赤血球貧血の治療に関する 2006 年情報。駐ナイジェリア（アブジャ）英国高等弁務官室が取得。
d FCO ナイジェリア国情概略、2005 年 5 月 5 日付け。
www.fco.gov.uk アクセス日 2006 年 4 月 7 日
- [3] 米国国務省 (USSD) www.state.gov
a ナイジェリアの人権履行に関する 2005 年報告書、2006 年 3 月 8 日。
www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2005/61586.htm
アクセス日 2006 年 3 月 8 日
b ナイジェリアに関する 2006 年国際宗教的自由報告書、2006 年 9 月 15 日。
www.state.gov/g/drl/rls/irf/2006/71318.htm
アクセス日 2006 年 9 月 20 日
c ナイジェリアに関する背景記録、2006 年 7 月。
www.state.gov/r/pa/ei/bgn/2836.htm
アクセス日 2006 年 8 月 24 日
d 人身売買報告書のナイジェリアの項、2006 年 6 月 5 日。
www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2006/65989.htm
アクセス日 2006 年 9 月 5 日
- [4] ノルディック・ジャーナル・オブ・アフリカン・スタディーズ 第 14 巻、第 1 号
Nordic Journal of African Studies Volume 14, No 1
“砦の中の暴力：ナイジェリアの大学における秘密カルトの脅威” 報告 – 執筆者アデワレ・トティミ。2005 年発表。
www.njas.helsinki.fi/pdf-files/vol14num1/rotimi/pdf
アクセス日 2006 年 4 月 5 日
- [5] ポピュレーション・カウンシル Population Council
“ナイジェリアに関する児童結婚状況報告” – ポピュレーション・カウンシル（ニューヨーク）発行、2004 年 8 月。
www.populationcouncil.org/pdfs/briefingsheets/NIGERIA.pdf
アクセス日 2005 年 2 月 17 日
- [6] www.nigeria-law.org/
ナイジェリア連邦共和国 1999 年憲法からの抜粋
www.nigeria-law.org/ アクセス日 2004 年 8 月 9 日

- [7] “デイリー・インディペンデント”紙 (ナイジェリアの新聞)
 “入管がセメで人身売買被害者 60 名を救出”、2006 年 1 月 30 日
www.independentng.com アクセス日 2006 年 3 月 3 日
- [8] BBC ニュース・オンライン
- a “ナイジェリア与党、選挙に勝利”, 2004 年 3 月 29 日
www.news.bbc.co.uk アクセス日 2005 年 9 月 15 日
 - b “ナイジェリアのスワッピング・セクトに強制捜査”, 2004 年 8 月 5 日
www.news.bbc.co.uk アクセス日 2005 年 4 月 5 日
 - c “ナイジェリア、改革議論に結論出ず”, 2005 年 7 月 12 日
www.news.bbc.co.uk アクセス日 2006 年 4 月 7 日
 - d “国情：ナイジェリア”, 2006 年 8 月 4 日
www.news.bbc.co.uk アクセス日 2006 年 8 月 24 日
 - e “タイムライン：ナイジェリア”, 2006 年 8 月 15 日
www.news.bbc.co.uk アクセス日 2006 年 8 月 24 日
 - f “国家の将来を思案するナイジェリア”, 2005 年 2 月 21 日
www.news.bbc.co.uk アクセス日 2006 年 4 月 5 日
 - g “ナイジェリアのカルト間武力衝突で 10 人死亡”, 2005 年 3 月 10 日
www.news.bbc.co.uk アクセス日 2005 年 9 月 6 日
 - h “ナイジェリアにおける腐敗の政治学”, 2006 年 9 月 13 日
www.news.bbc.co.uk アクセス日 2006 年 9 月 19 日
 - i “ナイジェリア大統領の 3 期再選にノー”, 2006 年 5 月 16 日
www.news.bbc.co.uk アクセス日 2006 年 10 月 5 日
- [9] アフロール・ニュースによる報告 Afrol News report
 “ナイジェリアのプラトー州に非常事態宣言”, 2004 年 5 月 18 日
www.afrol.com アクセス日 2006 年 4 月 5 日
- [10] エコノミスト調査部による報告 Economist Intelligence Unit reports
- a ナイジェリア国情概略 2006 年度版, 2006 年発行
www.eiu.com アクセス日 2006 年 2 月 23 日
 - b “対立を生んだ新憲法”, 2006 年 2 月 23 日
www.economist.com アクセス日 2006 年 4 月 6 日
- [11] “ナイジェリア-HIV/AIDSと共生する人の医療アクセス”
 人権のための医師団 (米国) 2006 年発行
www.phrusa.org/campaigns/aids/pdf/nigeria_access.pdf
 アクセス日 2006 年 8 月 18 日
- [12] アムネスティ・インターナショナルによる報告書
- a “届かぬ声：女性に対する家庭内暴力”, 2005 年 5 月 31 日
www.amnesty.org アクセス日 2005 年 4 月 4 日
 - b “死刑：廃止支持国と存続支持国のリスト”, 2006 年 8 月 16 日更新
www.amnesty.org アクセス日 2006 年 8 月 29 日
 - c “ナイジェリア刑法制度における死刑と女性”, 2004 年 2 月 10 日
www.amnesty.org アクセス日 2006 年 4 月 5 日
 - d “ナイジェリアにおける死刑”, 2004 年 5 月 21 日
www.amnesty.org アクセス日 2006 年 4 月 5 日
 - e “ナイジェリア-南部及び南西部での自警団による暴力行為”, 2002 年 11 月
www.amnesty.org アクセス日 2006 年 4 月 5 日
 - f ナイジェリアに関するAI 2005 年報告書、2006 年発行
www.amnesty.org アクセス日 2006 年 8 月 29 日

- [13] **グローバルIDP プロジェクト Global IDP Project**
 “ナイジェリアの国内避難民：隠された危機”, 2005 年 2 月 1 日
www.idpproject.org アクセス日 2006 年 4 月 6 日
- [14] **ISN セキュリティ・ウォッチによる報告 ISN Security Watch report**
 “ナイジェリア・デルタにおける石油の富に囲まれた貧困”, 2006 年 2 月 3 日
www.isn.ethz.cz/news アクセス日 2006 年 3 月 27 日
- [15] **英国内務省 / デンマーク移民局**
 実情調査団報告書 “ナイジェリアに関する人権問題”, published in 2005
 アクセス日 2006 年 4 月 5 日
- [16] **electionworld.org**
 “ナイジェリアにおける選挙”
www.electionworld.org/nigeria.htm アクセス日 2004 年 9 月 18 日
- [17] **国際危機グループによる報告書 International Crisis Group reports**
 - a “ナイジェリア：豊富の只中の貧困” (アフリカ報告書 No 113), 2006 年 7 月 19 日
www.crisisgroup.org アクセス日 2006 年 9 月 8 日
 - b “暴動の沼地：ナイジェリア・デルタの動乱” (アフリカ報告書 No 115), 2006 年 8 月 3 日
www.crisisgroup.org アクセス日 2006 年 9 月 8 日
- [18] **nigeriacongress.org**
 ナイジェリアの登録政党のリスト
www.nigeriacongress.org アクセス日 2005 年 1 月 31 日
- [19] **国連児童基金 United Nations Children's Fund (UNICEF)**
 ナイジェリア FGM/C 国情報告, 2005 年 11 月
www.childinfo.org/areas/fgm/profiles/Nigeria アクセス日 2006 年 8 月 31 日
- [20] **Reference.com**
 2005 年時点のreference.com のナイジェリアの人口統計データ
www.reference.com/browse/wiki/Demographics_of_Nigeria アクセス日 2005 年 1 月 31 日
- [21] **国連統合地域情報ネットワーク (IRIN) の報告**
 - a “発言権を要求するゲイ社会”, 2004 年 5 月 7 日
www.mask.org.za アクセス日 2004 年 9 月 3 日
 - b “イスラム過激派、警官 3 名を殺害、人質 12 名をとる”, 2004 年 10 月 11 日
www.irinnews.org アクセス日 2005 年 9 月 6 日
 - c “政府が同性間結婚禁止法案を提出”, 2006 年 1 月 20 日
www.irinnews.org アクセス日 2006 年 2 月 14 日
 - d “イスラム教徒集団による暴力に見舞われた北部都市を武装警官が警備”, 2005 年 6 月 6 日
www.globalsecurity.org アクセス日 2005 年 10 月 5 日
 - e “イスラム過激派が警察署を新たに襲撃”, 2004 年 9 月 22 日
www.irinnews.org アクセス日 2005 年 9 月 19 日
 - f “過密な刑務所では生存することが毎日の闘い”, 2006 年 1 月 11 日
www.irinnews.org アクセス日 2006 年 2 月 16 日
- [22] **ヒューマン・ライツ・ウォッチによる報告書 Human Rights Watch reports**
 - a “オオドゥア人民会議：暴力に対する暴力の戦い”, 2003 年 2 月

- www.hrw.org アクセス日 2004 年 9 月 7 日
- b “切り刻まれて眠る—ナイジェリアにおける警察の拷問と拘留中の死”, 2005 年 7 月 www.hrw.org アクセス日 2005 年 7 月 27 日
- c “宗教の名を借りた報復—プラトー州とカノ州における暴力の循環”, 2005 年 5 月発行 www.hrw.org アクセス日 2005 年 8 月 25 日
- d “政治的シャリヤ? 北部ナイジェリアにおける人権とイスラム法”, 2004 年 9 月 www.hrw.org アクセス日 2005 年 7 月 27 日
- e “人権総覧”, 2006 年 1 月 18 日
www.hrw.org アクセス日 2006 年 1 月 18 日
- f “河と血: ナイジェリア、リバース州における銃、石油、権力”, 2005 年 2 月 www.hrw.org アクセス日 2005 年 8 月 15 日
- [23] **国際レズビアン及びゲイ協会 International Lesbian and Gay Association**
1999 年世界法制調査のナイジェリアの項, 2000 年 7 月 31 日版
www.ilga.info/Information/Legal_survey/africa/nigeria.htm
アクセス日 2006 年 4 月 6 日
- [24] **“ザ・ニュース” 紙 (ナイジェリア)**
“全国のゲイに告ぐ、団結せよ!”, 22 April 2002
www.sodomylaws.org/world/nigeria/ninews004.htm アクセス日 2006 年 4 月 6 日
- [25] **“デイリー・チャンピオン” 紙 (ナイジェリア)**
a “(ナイジェリアのキャンパス・カルト) 警戒すべきカルティズムの急増”, 2004 年 8 月 30 日
www.religionnewsblog.com/print.php?p=8594 アクセス日 2006 年 4 月 6 日
- b “誰も暴力を独占できない”, 2006 年 2 月 27 日
www.allafrica.com アクセス日 2006 年 3 月 1 日
- c “HIV/AIDS よりも多くの国民を殺すマラリア”, 2006 年 9 月 14 日
www.allafrica.com アクセス日 2006 年 10 月 7 日
- [26] **国連難民高等弁務官事務所 United Nations Commission on Human Rights**
a 宗教と信仰の自由に関する特別報告者の報告書 “公民権と国政参与権、宗教的不寛容さを含む” – ナイジェリア派遣調査団 (E/CN.4/2006/5/Add.2), 2005 年 10 月 7 日 www.ecoi.net アクセス日 2006 年 2 月 3 日
- b 超法規、簡易又は恣意的処刑に関する特別報告者の報告書 “公民権と国政参与権、失踪及び簡易処刑を含む” – ナイジェリア派遣調査団 (E/CN.4/2006/53/Add.4), 2006 年 1 月 7 日 www.extrajudicialexecutions.org アクセス日 2006 年 10 月 4 日
- [27] **西アフリカ・レビューの記事 West Africa Review articles**
a “民族民兵の急増、州の非合法化及びナイジェリア連邦制度への脅威”, 2001 年 www.westafricareview.com/war/vol3.1/babawale.html
アクセス日 2006 年 4 月 6 日
- b “腐敗と人身売買: ナイジェリアの例”, オシタ・アグブ執筆記事、2003 年発行 www.westafricareview.com/vol4.1/agbu.html アクセス日 2006 年 4 月 6 日
- [28] **ロイターのニュース・レポート Reuters news report**
“ナイジェリア、新たに 41 カ所にエイズ治療センターを開設”, 2006 年 3 月 14 日
www.aegis.org/news/re/2006/RE060316.html
アクセス日 2006 年 8 月 23 日

- [29] “ヴァンガード”紙 (ナイジェリア)
“オバサンジョ、兵士に暴動の鎮圧を命じる”, 2006 年 2 月 24 日
www.allafrica.com アクセス日 2006 年 3 月 1 日
- [30] 駐ナイジェリア米国在外公館 United States Diplomatic Mission to Nigeria
“医療水準概要”, 2004 年 8 月
www.usembassy.state.gov/nigeria/wwwhcomd.html
アクセス日 2004 年 9 月 13 日
- [31] ACCORD/UNHCR: 2002 年出身国情報セミナー、ウィーン- ナイジェリア国情
報告www.ecoi.net アクセス日 2006 年 4 月 6 日
- [32] 世界保健機構 (WHO) 2005 年精神衛生アトラス, 2005 年発行
www.who.int/mental_health/evidence/atlas/
アクセス日 2006 年 4 月 6 日
- [33] グローバル・セキュリティによる報告書
a ニジェール・デルタ人民義勇軍、エグベス・ボーイズ、イジョウ国民会議及び
イジョウ青年会議に関する情報、2005 年 4 月 27 日
www.globalsecurity.org アクセス日 2005 年 8 月 9 日
b ナイジェリアの民族間及び宗教間武力衝突に関する情報, 2005 年 4 月 27 日
www.globalsecurity.org アクセス日 2005 年 9 月 17 日
c 2005 年の政府治安部隊とアル・スンナ・ワル・ジャンマ・イスラム教セクト
のメンバーの間の武力衝突に関する情報, 2005 年 7 月 6 日
www.globalsecurity.org アクセス日 2006 年 3 月 6 日
- [34] “デイリー・テレグラフ”紙 (英国の新聞)
“2200 億ポンドをネコババしたナイジェリアの腐敗支配者たち”, 2005 年 6 月 25 日
www.news.telegraph.co.uk アクセス日 2006 年 2 月 20 日
- [35] トランスペアレンシー・インターナショナル Transparency International
汚職認識指数 2005 年度, 2005 年 10 月
www.transparency.org/cpi/2005/cpi_infocus.html
アクセス日 2006 年 2 月 20 日
- [36] アースワード Earthward
“ナイジェリアにおける儀式殺人と疑似科学” – レオ・イグウェによる記事, 2005 年
www.earthward.org/nrituals.shtml アクセス日 2006 年 2 月 14 日
- [37] ノルウェー移民局 Norwegian Directorate of Immigration
ナイジェリアに関する実情調査団報告書 2004 年 2 月 23-28 日, 2004 年 10 月発行
www.transparency.org/cpi/2005/cpi_infocus.html
アクセス日 2004 年
- [38] カナダの移民難民局調査部
a 2000 年 4 月 14 日付けの出身国情報調査回答書NGA34255.E。長男誕生時に
顔に儀式的に傷をつけるオグボニ族の儀式；儀式を受けていない成人男子は服
従を強いられるかどうか；ならびにオグボニの伝統から離れて育った者がオグ
ボニ指導者に儀式を受けることを求められるかどうかについて。
www.irb-cisr.gc.ca/en/research/origin_e.htm
アクセス日 2006 年 2 月 15 日

- b 2005 年 8 月 16 日付け出身国情報調査回答書NGA100148.E。出国及び再入国規則；ナイジェリア非居住者が国内に滞在できる最長期間；ならびに非居住者の就労可能性に関する記事。www.irb-cisr.gc.ca/en/research/origin_e.htm
アクセス日 2006 年 10 月 11 日
- [39] 癌治療研究ニュースレター国際ネットワーク International Network for Cancer Treatment and Research Newsletters
- a ニュースレター第 4 巻、第 3 号、2003 - 04 年冬季号。オバフェミ・アウオロウオ大学付属病院総合施設での癌治療について。
www.inctr.org/publications アクセス日 2005 年 3 月 31 日
- b ニュースレター第 5 巻、第 1 号、2004 年夏季号。オバフェミ・アウオロウオ大学付属病院総合施設での癌治療に関する記事。
www.inctr.org/publications アクセス日 2005 年 3 月 31 日
- [40] ランドインフォ(ノルウェーの出身国情報センター)による報告書
- a 女性の人身売買－ナイジェリア現地での実情調査(アブジャ、ラゴス及びベニン・シティ) 2006 年 3 月 12-26 日、2006 年 5 月発表
www.landinfo.no アクセス日 2006 年 9 月 6 日
- b ナイジェリア現地での実情調査(アブジャ、ラゴス及びベニン・シティ) 2006 年 3 月 12-26 日、2006 年 8 月発表www.landinfo.no
アクセス日 2006 年 9 月 6 日
- [41] “ジ・インディペンデント”紙(英国の新聞)
“ナイジェリアのキリスト教徒とイスラム教徒による 5 日間の暴動で死者 150 名”,
2006 年 2 月 24 日www.news.independent.co.uk
- [42] CNN ワールド・ニュース・オンライン
“ナイジェリア諸都市で再び猛り狂う宗教暴動”, 2006 年 2 月 24 日
www.cnnworldnews.com アクセス日 2006 年 3 月 1 日

目次へ戻る
資料リストへ